

令和5年住宅・土地統計調査

住宅及び世帯に関する基本集計（確報集計）

結果の概要（島根県）

【島根県分の主な項目】

総住宅数

- 総住宅数は320,300戸で、2018年と比べ1.9%（6,100戸）増加
〔全国は6504万7千戸で、2018年と比べ4.2%増加〕

総世帯数

- 総世帯数は267,400世帯で、2018年と比べ0.4%（1,100世帯）増加
〔全国は5621万5千世帯で、2018年と比べ4.1%増加〕

空き家

- 空き家数は54,600戸で、2018年（48,300戸）と比べ6,300戸の増加
〔全国は900万2千戸で、2018年と比べ51万3千戸の増加〕
- 「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家」数は36,300戸で、2018年（33,200戸）と比べ3,100戸の増加
〔全国は385万6千戸で、2018年と比べ36万9千戸の増加〕

高齢者のいる世帯

- 65歳以上の世帯員がいる主世帯は140,100世帯で、主世帯全体の53.1%を占め、2018年（52.8%）と比べ0.3ポイントの上昇
〔全国は2375万世帯で、主世帯全体の42.7%を占め、2018年と比べ0.7ポイントの上昇〕

令和6年11月28日

島根県政策企画局統計調査課

目 次

調査の概要	1
結果の概要	
1 総住宅数と総世帯数	4
2 空き家	5
3 住宅の建て方	8
4 住宅の構造	10
5 住宅の所有の関係	11
6 住宅の規模	12
7 借家の家賃	13
8 高齢者のいる世帯の状況	14
9 現住居以外の住宅の所有状況	17
参考 都道府県別の主な指標（2023年）	18
用語の解説	19

※利用上の注意

- 1 本文及び図表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入（10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章）しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。
- 2 統計表中に使用されている記号等は、次のとおりである。
「－」：該当数値がないもの又は数字が得られないもの
「0」：集計した数値が、表章単位に満たないもの

<調査の概要>

1 調査の目的

住宅・土地統計調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。

調査は昭和23年以来5年ごとに実施しており、令和5年住宅・土地統計調査は、その16回目に当たる。

2 調査の時期

調査は、令和5年10月1日午前零時現在で実施した。

3 調査の地域

全国の令和2年国勢調査調査区の中から全国平均約5分の1の調査区を抽出し、これらの調査区において令和5年2月1日現在により設定した単位区のうち、約20万単位区について調査した。

4 調査の対象

調査期日において調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯（1調査単位区当たり17住戸、計約340万住戸・世帯）を対象とした。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住する世帯は、調査の対象から除外した。

- (1) 外国の大使館、公使館、領事館その他の外国政府の公的機関や国際機関が管理している施設及び外交官・領事官やその随員（家族を含む。）が居住している住宅
- (2) 皇室用財産である施設
- (3) 拘置所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所
- (4) 自衛隊の営舎その他の施設
- (5) 在日米軍用施設

島根県では、令和2年国勢調査調査区（5,950調査区）のうち1,215調査区が抽出され、これらの調査区において設定された1,215調査単位区について約2万1千住戸・世帯を対象として調査を行った。

5 調査事項

世帯に配布する調査票甲及び乙並びに調査員が記入する建物調査票により、次に掲げる事項を調査した。

【調査票甲】

- (1) 世帯に関する事項
 - ア 世帯主又は世帯の代表者の氏名
 - イ 構成
 - ウ 同居世帯に関する事項
 - エ 年間収入
- (2) 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項
 - ア 従業上の地位
 - イ 通勤時間

- ウ 子の住んでいる場所
- エ 現住居に入居した時期
- オ 前住居に関する事項
- (3) 住宅に関する事項
 - ア 居室の数及び広さ
 - イ 所有関係に関する事項
 - ウ 家賃又は間代等に関する事項
 - エ 構造
 - オ 床面積
 - カ 建築時期
 - キ 設備に関する事項
 - ク 建て替え等に関する事項
 - ケ 増改築及び改修工事に関する事項
 - コ 耐震に関する事項
- (4) 現住居の敷地に関する事項
 - ア 敷地の所有関係に関する事項
 - イ 敷地面積
 - ウ 取得方法・取得時期等
- (5) 現住居以外の住宅に関する事項
 - ア 所有関係に関する事項
 - イ 利用に関する事項
- (6) 現住居以外の土地に関する事項
 - ア 所有関係に関する事項
 - イ 利用に関する事項

【調査票乙】

上記【調査票甲】(1)～(6)に、以下の事項を加えて調査した。

- (3) 住宅に関する事項
 - サ 現住居の名義
- (4) 現住居の敷地に関する事項
 - エ 所有地の名義
- (5) 現住居以外の住宅に関する事項
 - ウ 所在地
 - エ 建て方
 - オ 取得方法
 - カ 建築時期
 - キ 居住世帯のない期間
- (6) 現住居以外の土地に関する事項
 - ウ 所在地
 - エ 面積に関する事項
 - オ 取得方法
 - カ 取得時期

【建物調査票】

- (1) 住宅に関する事項
 - ア 世帯の存しない住宅の種別

- イ 種類
- (2) 建物に関する事項
 - ア 建て方
 - イ 世帯の存しない建物の構造
 - ウ 腐朽・破損の有無
 - エ 建物全体の階数
 - オ 敷地に接している道路の幅員
 - カ 建物内総住宅数
 - キ 設備に関する事項
 - ク 住宅以外で人が居住する建物の種類

6 調査の方法

調査票甲・乙は、調査員、調査員の事務を一部行う指導員及び調査員事務を受託した事業者が、調査世帯に調査書類を配布し、調査世帯が、インターネットにより回答する方法、記入した調査票を調査員等に提出する方法又は郵送により提出する方法により行った。

また、建物調査票は、調査員等が建物の外観を確認したり、世帯や建物の管理者に確認するなどして作成した。

7 結果の公表

この報告書は、令和6年9月25日に総務省統計局が公表した「令和5年住宅・土地統計調査住宅及び世帯に関する基本集計（確報集計）結果」の島根県分の主な項目をとりまとめたものである。

＜結果の概要＞

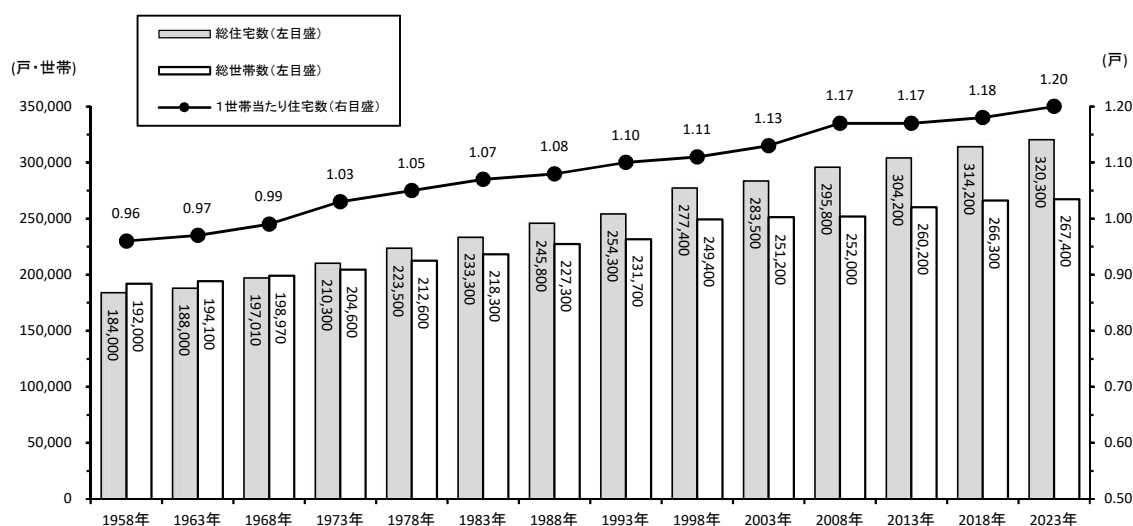
1 総住宅数と総世帯数

- 総住宅数は320,300戸、2018年から1.9%の増加となり、過去最多
- 1世帯当たりの住宅数は1.20戸と、1958年以降増加傾向

2023年10月1日現在における島根県の総住宅数は320,300戸で、2018年と比べ、1.9%（6,100戸）の増加、総世帯数は267,400世帯で、2018年と比べ、0.4%（1,100世帯）の増加となっている。総住宅数及び総世帯数共に一貫して増加が続いており、過去最多となっている。

1世帯当たりの住宅数について、1968年までは総世帯数が総住宅数を上回っていたが、1973年に逆転し、その後は総住宅数が総世帯数を上回っており、2023年は1.20戸と過去最高となっている。＜図1、表1＞

図1 総住宅数、総世帯数及び1世帯当たり住宅数の推移—県（1958年～2023年）



注) 1958年の総世帯数は表章がないため、主世帯数と同居世帯数の和としている。

表1 総住宅数、総世帯数及び1世帯当たり住宅数の推移—県（1958年～2023年）

年次	実数			5年間の増減数		5年間の増減率(%)	
	総住宅数(戸) 1)	総世帯数(世帯)	1世帯当たり住宅数(戸)	総住宅数(戸) 1)	総世帯数(世帯)	総住宅数 1)	総世帯数
1958年(昭和33年)	184,000	192,000	0.96	—	—	—	—
1963年(昭和38年)	188,000	194,100	0.97	4,000	2,100	2.2	1.1
1968年(昭和43年)	197,010	198,970	0.99	9,010	4,870	4.8	2.5
1973年(昭和48年)	210,300	204,600	1.03	13,290	5,630	6.7	2.8
1978年(昭和53年)	223,500	212,600	1.05	13,200	8,000	6.3	3.9
1983年(昭和58年)	233,300	218,300	1.07	9,800	5,700	4.4	2.7
1988年(昭和63年)	245,800	227,300	1.08	12,500	9,000	5.4	4.1
1993年(平成5年)	254,300	231,700	1.10	8,500	4,400	3.5	1.9
1998年(平成10年)	277,400	249,400	1.11	23,100	17,700	9.1	7.6
2003年(平成15年)	283,500	251,200	1.13	6,100	1,800	2.2	0.7
2008年(平成20年)	295,800	252,000	1.17	12,300	800	4.3	0.3
2013年(平成25年)	304,200	260,200	1.17	8,400	8,200	2.8	3.3
2018年(平成30年)	314,200	266,300	1.18	10,000	6,100	3.3	2.3
2023年(令和5年)	320,300	267,400	1.20	6,100	1,100	1.9	0.4

1) 居住世帯なしの住宅を含む。

2 空き家

○空き家数は54,600戸と過去最多、空き家率も17.0%と過去最高
 ○賃貸・売却用や二次的住宅（別荘など）を除く空き家が3,100戸の増加

総住宅数のうち、空き家は54,600戸と、2018年（48,300戸）と比べ、6,300戸の増加で過去最多となっており、総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）は17.0%と、2018年（15.4%）から1.6ポイント上昇し、過去最高となっている。空き家数の推移をみると、これまで一貫して増加が続いており、1993年から2023年までの30年間で約2.4倍増加している。

空き家数のうち、「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家」は36,300戸と、2018年と比べ、3,100戸の増加となっており、総住宅数に占める割合は11.3%となっている。

<図2-1、図2-2、表2-1>

図2-1 空き家数及び空き家率の推移—県（1978年～2023年）

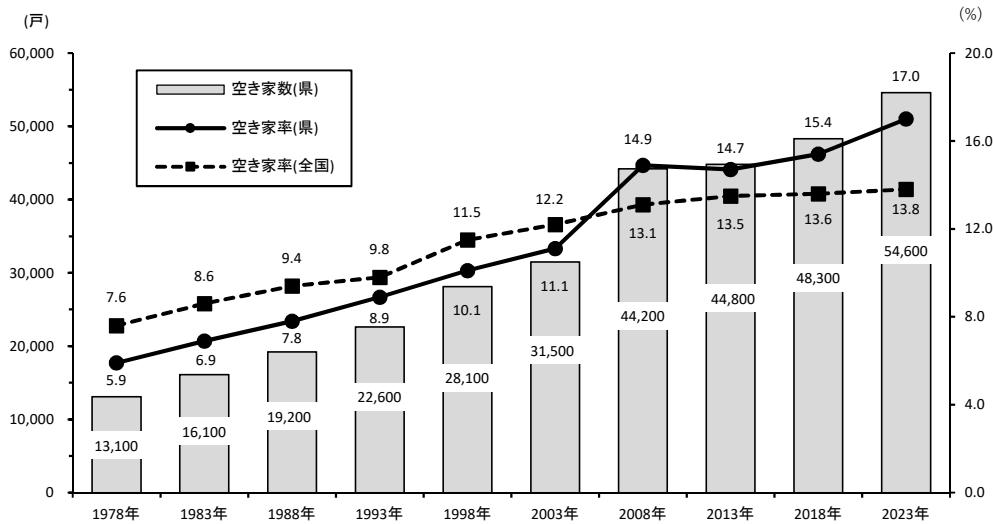
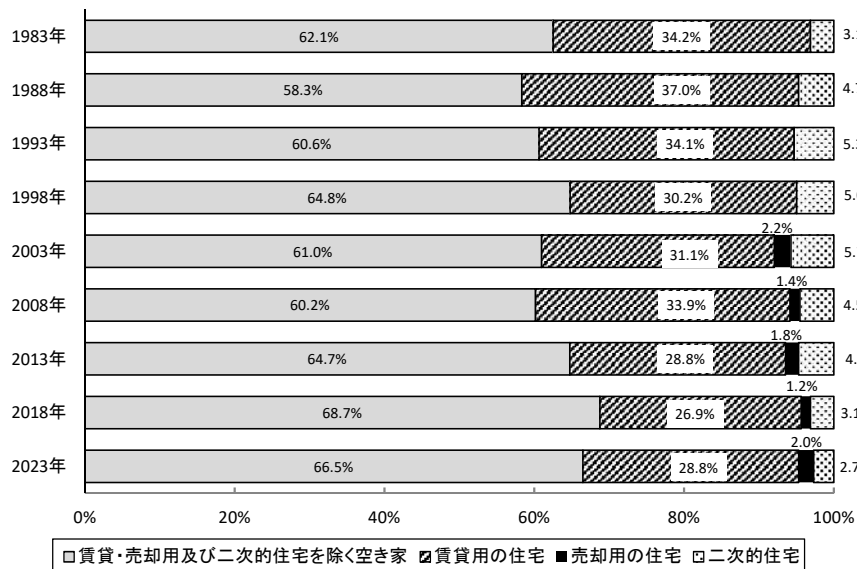


図2-2 空き家の種類別割合の推移—県（1983年～2023年）



注：1983年～1998年は「賃貸用の空き家」に「売却用の空き家」を含む。
 空き家の種類別割合が比較可能な1983年以降の推移。

表 2-1 居住世帯の有無別住宅数の推移一県（1978年～2023年）

年次	総数	居住世帯あり		居住世帯なし							建築中	
		総数	同居世帯あり	総数	一時現在者のみ	空き家						
						総数	賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家	賃貸用の空き家	売却用の空き家	二次的住宅		
実数（戸）												
1978年（昭和53年）	223,500	207,800	2,700	15,700	1,400	13,100	—	—	—	500	1,300	
1983年（昭和58年）	233,300	214,900	1,100	18,500	1,500	16,100	10,000	5,500 ※	—	500	900	
1988年（昭和63年）	245,800	225,000	900	20,800	900	19,200	11,200	7,100 ※	—	900	700	
1993年（平成5年）	254,300	229,800	500	24,500	1,400	22,600	13,700	7,700 ※	—	1,200	500	
1998年（平成10年）	277,400	247,500	700	29,900	1,200	28,100	18,200	8,500 ※	—	1,400	600	
2003年（平成15年）	283,500	249,500	800	34,000	1,800	31,500	19,200	9,800	700	1,800	700	
2008年（平成20年）	295,800	249,900	1,000	45,900	1,300	44,200	26,600	15,000	600	2,000	400	
2013年（平成25年）	304,200	258,300	1,100	45,900	800	44,800	29,000	12,900	800	2,100	300	
2018年（平成30年）	314,200	264,700	900	49,500	900	48,300	33,200	13,000	600	1,500	300	
2023年（令和5年）	320,300	263,800	2,000	56,500	1,500	54,600	36,300	15,700	1,100	1,500	400	
割合—1（%）1）												
1978年（昭和53年）	100.0	93.0	1.2	7.0	0.6	5.9	—	—	—	0.2	0.6	
1983年（昭和58年）	100.0	92.1	0.5	7.9	0.6	6.9	4.3	2.4 ※	—	0.2	0.4	
1988年（昭和63年）	100.0	91.5	0.4	8.5	0.4	7.8	4.6	2.9 ※	—	0.4	0.3	
1993年（平成5年）	100.0	90.4	0.2	9.6	0.6	8.9	5.4	3.0 ※	—	0.5	0.2	
1998年（平成10年）	100.0	89.2	0.3	10.8	0.4	10.1	6.6	3.1 ※	—	0.5	0.2	
2003年（平成15年）	100.0	88.0	0.3	12.0	0.6	11.1	6.8	3.5	0.2	0.6	0.2	
2008年（平成20年）	100.0	84.5	0.3	15.5	0.4	14.9	9.0	5.1	0.2	0.7	0.1	
2013年（平成25年）	100.0	84.9	0.4	15.1	0.3	14.7	9.5	4.2	0.3	0.7	0.1	
2018年（平成30年）	100.0	84.2	0.3	15.8	0.3	15.4	10.6	4.1	0.2	0.5	0.1	
2023年（令和5年）	100.0	82.4	0.6	17.6	0.5	17.0	11.3	4.9	0.3	0.5	0.1	
割合—2（%）2）												
1978年（昭和53年）	—	—	—	—	—	100.0	—	—	—	3.8	—	
1983年（昭和58年）	—	—	—	—	—	100.0	62.1	34.2 ※	—	3.1	—	
1988年（昭和63年）	—	—	—	—	—	100.0	58.3	37.0 ※	—	4.7	—	
1993年（平成5年）	—	—	—	—	—	100.0	60.6	34.1 ※	—	5.3	—	
1998年（平成10年）	—	—	—	—	—	100.0	64.8	30.2 ※	—	5.0	—	
2003年（平成15年）	—	—	—	—	—	100.0	61.0	31.1	2.2	5.7	—	
2008年（平成20年）	—	—	—	—	—	100.0	60.2	33.9	1.4	4.5	—	
2013年（平成25年）	—	—	—	—	—	100.0	64.7	28.8	1.8	4.7	—	
2018年（平成30年）	—	—	—	—	—	100.0	68.7	26.9	1.2	3.1	—	
2023年（令和5年）	—	—	—	—	—	100.0	66.5	28.8	2.0	2.7	—	

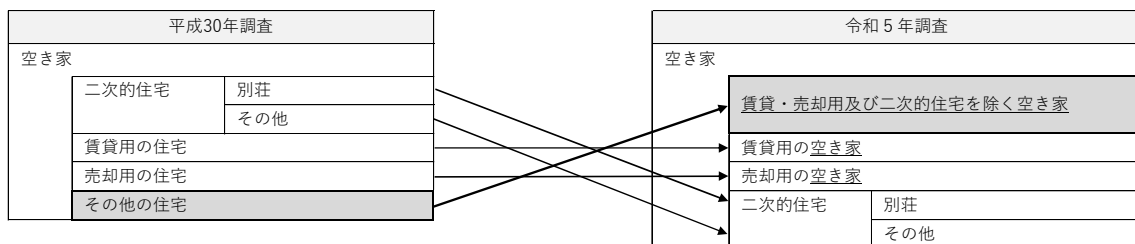
※は、「賃貸用の空き家」に「売却用の空き家」を含む。

- 1) 割合—1 は、総住宅数に占める割合
- 2) 割合—2 は、空き家の総数に占める割合

○空き家の種類と説明

空き家の種類		説明
空き家	賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家	賃貸用の空き家、売却用の空き家及び二次的住宅以外の人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など (注：空き家の種類の判断が困難な住宅を含む。)
	賃貸用の空き家	新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅
	売却用の空き家	新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅
	二次的住宅	別荘 週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅 その他 ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅

今回の調査結果では、空き家の種類について以下のとおり名称及び表記順の整理を行った。



- 空き家のうち、一戸建が 36,800 戸（67.4%）、共同住宅が 14,300 戸（26.2%）
- 一戸建の空き家の約 9 割が賃貸・売却用や二次的住宅（別荘など）を除く空き家
- 共同住宅の空き家の約 8 割が賃貸用の空き家

空き家を建て方別にみると、一戸建が 36,800 戸（空き家総数に占める割合 67.4%）、共同住宅が 14,300 戸（同 26.2%）などとなっている。

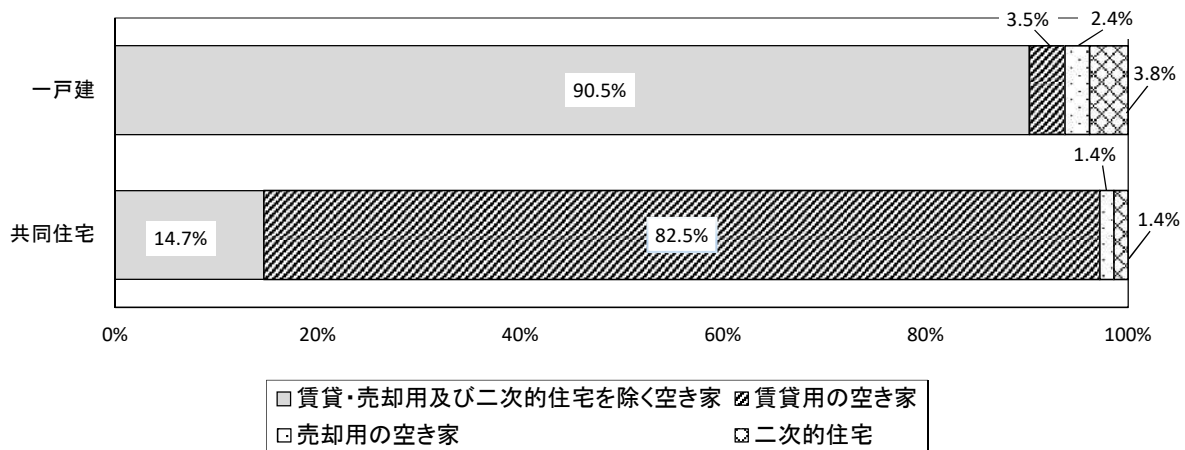
また、一戸建及び共同住宅における空き家の種類別割合をみると、一戸建は「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家」が最も多く 90.5%（33,300 戸）となっており、共同住宅は「賃貸用の空き家」が最も多く 82.5%（11,800 戸）となっている。〈表 2-2、図 2-3〉

表 2-2 住宅の建て方、空き家の種類別空き家数一県（2023年）

	空き家の種類				
	総数	賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家	賃貸用の空き家	売却用の空き家	二次的住宅
実数（戸）					
総数	54,600	36,300	15,700	1,100	1,500
一戸建	36,800	33,300	1,300	900	1,400
長屋建	3,400	800	2,500	0	0
共同住宅	14,300	2,100	11,800	200	200
その他	100	0	0	—	0
割合-1（%） ¹⁾					
総数	100.0	66.5	28.8	2.0	2.7
一戸建	67.4	61.0	2.4	1.6	2.6
長屋建	6.2	1.5	4.6	—	—
共同住宅	26.2	3.8	21.6	0.4	0.4
その他	0.2	—	—	—	—
割合-2（%） ²⁾					
総数	100.0	66.5	28.8	2.0	2.7
一戸建	100.0	90.5	3.5	2.4	3.8
長屋建	100.0	23.5	73.5	—	—
共同住宅	100.0	14.7	82.5	1.4	1.4
その他	100.0	—	—	—	—

- 1) 空き家の総数に占める割合
- 2) 住宅の建て方別空き家の総数に占める割合

図 2-3 住宅の建て方（一戸建及び共同住宅）、空き家の種類別割合一県（2023年）



3 住宅の建て方

○住宅を建て方別にみると、一戸建が186,200戸（70.6%）、共同住宅が70,200戸（26.6%）、このうち、共同住宅はこの30年間で約2.6倍の増加

居住世帯のある住宅（以下「住宅」という。）を建て方別にみると、一戸建が186,200戸、長屋建が7,100戸、共同住宅が70,200戸となっており、2018年と比べ、一戸建が1.9%の減少、長屋建が13.4%の減少、共同住宅が6.0%の増加となっている。このうち、共同住宅は1993年から2023年までの30年間で約2.6倍増加しており、住宅全体に占める共同住宅の割合は26.6%で過去最高となっている。＜図3-1、図3-2、表3＞

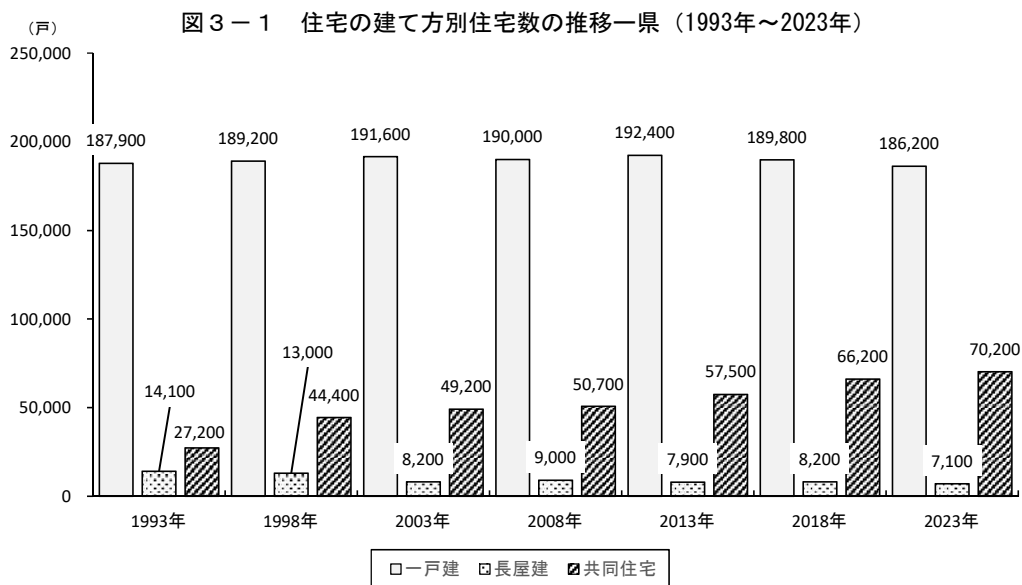
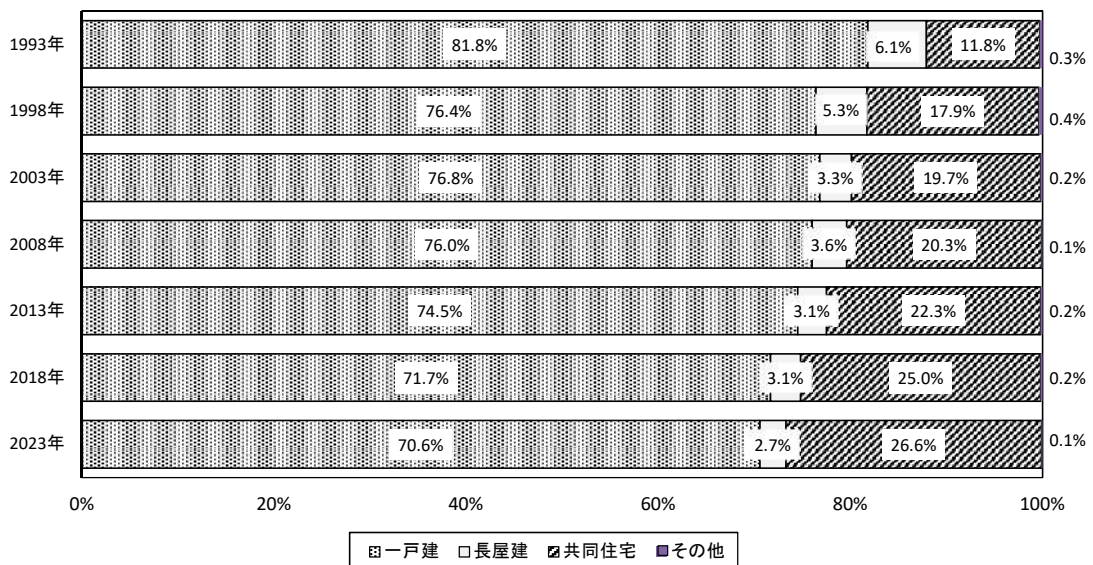


図3-2 住宅の建て方別割合の推移一県（1993年～2023年）



○共同住宅は、「1～2階建」が増加しており、共同住宅全体の半数を超えている

共同住宅について建物全体の階数別にみると、「1～2階建」が37,000戸（共同住宅の総数に占める割合52.7%）、「3～5階建」は24,600戸（同35.0%）、「6階建以上」は8,600戸（同12.3%）、となっている。〈図3-3、表3〉

図3-3 共同住宅の階数別の推移一県（1993年～2023年）

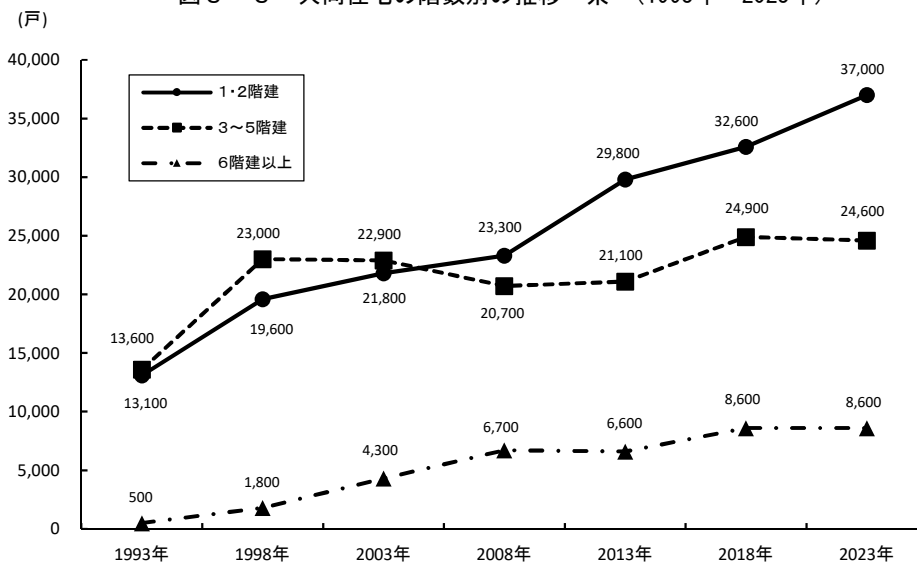


表3 住宅の建て方、階数別住宅数の推移一県（1993年～2023年）

年次	総数	一戸建	長屋建	共同住宅			その他	
				総数	1～2階建	3～5階建		6階建以上
実数（戸）								
1993年（平成5年）	229,800	187,900	14,100	27,200	13,100	13,600	500	600
1998年（平成10年）	247,500	189,200	13,000	44,400	19,600	23,000	1,800	900
2003年（平成15年）	249,500	191,600	8,200	49,200	21,800	22,900	4,300	500
2008年（平成20年）	249,900	190,000	9,000	50,700	23,300	20,700	6,700	300
2013年（平成25年）	258,300	192,400	7,900	57,500	29,800	21,100	6,600	500
2018年（平成30年）	264,700	189,800	8,200	66,200	32,600	24,900	8,600	600
2023年（令和5年）	263,800	186,200	7,100	70,200	37,000	24,600	8,600	300
割合-1（%）1								
1993年（平成5年）	100.0	81.8	6.1	11.8	5.7	5.9	0.2	0.3
1998年（平成10年）	100.0	76.4	5.3	17.9	7.9	9.3	0.7	0.4
2003年（平成15年）	100.0	76.8	3.3	19.7	8.7	9.2	1.7	0.2
2008年（平成20年）	100.0	76.0	3.6	20.3	9.3	8.3	2.7	0.1
2013年（平成25年）	100.0	74.5	3.1	22.3	11.5	8.2	2.6	0.2
2018年（平成30年）	100.0	71.7	3.1	25.0	12.3	9.4	3.2	0.2
2023年（令和5年）	100.0	70.6	2.7	26.6	14.0	9.3	3.3	0.1
割合-2（%）2								
1993年（平成5年）	—	—	—	100.0	48.2	50.0	1.8	—
1998年（平成10年）	—	—	—	100.0	44.1	51.8	4.1	—
2003年（平成15年）	—	—	—	100.0	44.3	46.5	8.7	—
2008年（平成20年）	—	—	—	100.0	46.0	40.8	13.2	—
2013年（平成25年）	—	—	—	100.0	51.8	36.7	11.5	—
2018年（平成30年）	—	—	—	100.0	49.2	37.6	13.0	—
2023年（令和5年）	—	—	—	100.0	52.7	35.0	12.3	—
増減率（%）								
1993年～1998年	7.7	0.7	-7.8	63.2	49.6	69.1	260.0	50.0
1998年～2003年	0.8	1.3	-36.9	10.8	11.2	-0.4	138.9	-44.4
2003年～2008年	0.2	-0.8	9.8	3.0	6.9	-9.6	55.8	-40.0
2008年～2013年	3.4	1.3	-12.2	13.4	27.9	1.9	-1.5	66.7
2013年～2018年	2.5	-1.4	3.8	15.1	9.4	18.0	30.3	20.0
2018年～2023年	-0.3	-1.9	-13.4	6.0	13.5	-1.2	0.0	-50.0

1) 住宅の総数に占める割合

2) 共同住宅の総数に占める割合

4 住宅の構造

○住宅の非木造化が進行、この30年間で非木造の割合が13.4%から22.7%に上昇

住宅の構造別割合の推移をみると、1993年から2023年までの30年間で住宅全体に占める非木造の割合が13.4%から22.7%に上昇している一方、木造の割合が86.5%から77.3%に低下しており、住宅の非木造化が進行している。〈図4、表4〉

図4 住宅の構造別割合の推移一県（1993年～2023年）

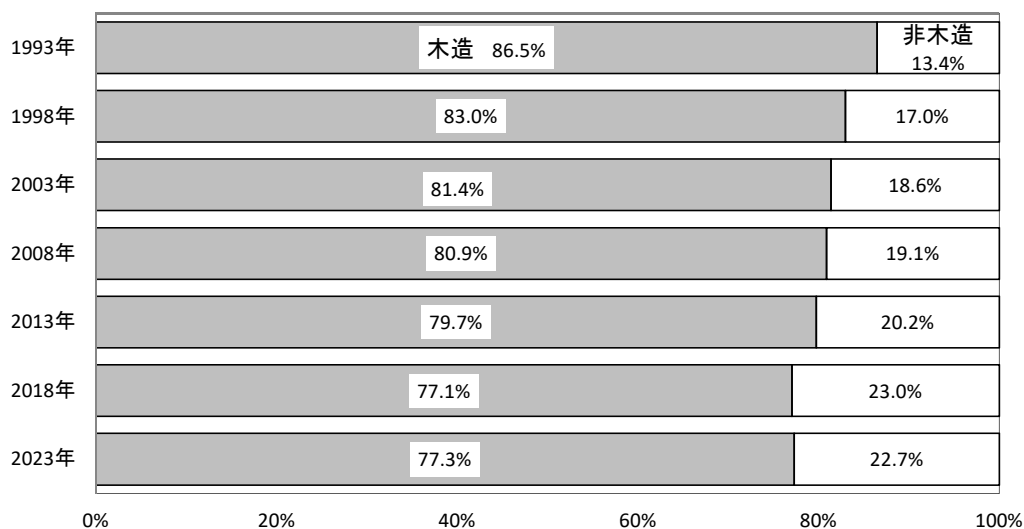


表4 住宅の構造別住宅数の推移一県（1993年～2023年）

年次	総数	木造	非木造				
			総数	鉄筋・鉄骨コンクリート造	鉄骨造	ブロック造	その他 ¹⁾
実数（戸）							
1993年（平成5年）	229,800	198,800	30,900	26,500	—	2,500	1,900
1998年（平成10年）	247,500	205,400	42,100	40,100	—	300	1,700
2003年（平成15年）	249,500	203,200	46,300	38,400	7,100	—	800
2008年（平成20年）	249,900	202,200	47,800	37,300	9,700	—	800
2013年（平成25年）	258,300	205,900	52,300	38,700	12,600	—	1,000
2018年（平成30年）	264,700	204,000	60,800	45,700	14,200	—	800
2023年（令和5年）	263,800	203,900	59,900	48,700	10,700	—	500
割合（%）							
1993年（平成5年）	100.0	86.5	13.4	11.5	—	1.1	0.8
1998年（平成10年）	100.0	83.0	17.0	16.2	—	0.1	0.7
2003年（平成15年）	100.0	81.4	18.6	15.4	2.8	—	0.3
2008年（平成20年）	100.0	80.9	19.1	14.9	3.9	—	0.3
2013年（平成25年）	100.0	79.7	20.2	15.0	4.9	—	0.4
2018年（平成30年）	100.0	77.1	23.0	17.3	5.4	—	0.3
2023年（令和5年）	100.0	77.3	22.7	18.5	4.1	—	0.2

1) 1998年までの「その他」は鉄骨造を含む。2003年以降の「その他」はブロック造を含む。

5 住宅の所有の関係

○持ち家は183,600戸、持ち家住宅率は69.6%

住宅を所有の関係別にみると、持ち家が183,600戸で、住宅全体に占める持ち家住宅の割合（以下「持ち家住宅率」という。）は69.6%となっており、2018年（70.2%）と比べ、0.6ポイントの低下となっている。1993年から2023年までの30年間における持ち家住宅率の推移をみると、70%前後でほぼ横ばいとなっている。

借家は74,100戸で、住宅全体に占める割合は28.1%となっており、2018年（28.4%）と比べ、0.3ポイントの低下となっている。借家の内訳をみると、「民間借家」が55,200戸（住宅全体に占める割合20.9%）と最も多く、次いで「公営の借家」が11,900戸（同4.5%）、「給与住宅」が6,600戸（同2.5%）、「都市再生機構（UR）・公社の借家」が400戸（同0.2%）となっている。＜図5、表5＞

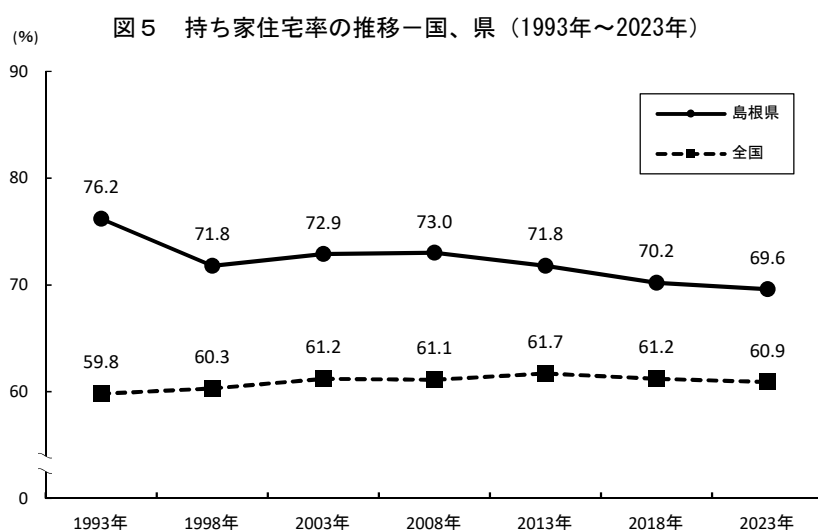


表5 住宅の所有の関係別住宅数の推移—県（1993年～2023年）

年次	総数 ¹⁾	持ち家	借家				
			総数	公営の借家	都市再生機構（UR）・公社の借家 ²⁾	民間借家	給与住宅
実数（戸）							
1993年（平成5年）	229,800	175,100	54,000	12,100	1,700	30,900	9,300
1998年（平成10年）	247,500	177,600	69,500	15,800	2,000	41,400	10,300
2003年（平成15年）	249,500	182,000	66,400	13,400	2,200	42,400	8,400
2008年（平成20年）	249,900	182,400	65,800	13,300	2,400	42,300	7,800
2013年（平成25年）	258,300	185,400	69,300	11,900	1,700	49,100	6,600
2018年（平成30年）	264,700	185,800	75,100	13,300	400	55,600	5,900
2023年（令和5年）	263,800	183,600	74,100	11,900	400	55,200	6,600
割合（%）							
1993年（平成5年）	100.0	76.2	23.5	5.3	0.7	13.4	4.0
1998年（平成10年）	100.0	71.8	28.1	6.4	0.8	16.7	4.2
2003年（平成15年）	100.0	72.9	26.6	5.4	0.9	17.0	3.4
2008年（平成20年）	100.0	73.0	26.3	5.3	1.0	16.9	3.1
2013年（平成25年）	100.0	71.8	26.8	4.6	0.7	19.0	2.6
2018年（平成30年）	100.0	70.2	28.4	5.0	0.2	21.0	2.2
2023年（令和5年）	100.0	69.6	28.1	4.5	0.2	20.9	2.5

1) 住宅の所有の関係「不詳」を含む。

2) 2003年までは「公団・公社の借家」として表章。

6 住宅の規模

○ 1住宅当たり居住室数、延べ面積は減少、1人当たり居住室の畳数は増加

住宅のうち居住専用に建築された住宅（以下「専用住宅」という。）について、1住宅当たりの住宅の規模をみると、居住室数は5.36室、居住室の畳数は37.99畳、延べ面積（居住室のほか玄関、トイレ、台所などを含めた住宅の床面積の合計）は121.6㎡で、1人当たり居住室の畳数は15.78畳、1室当たり人員は0.45人となっている。

建て方別に1993年から2023年までの30年間の推移をみると、1住宅当たり延べ面積については、一戸建は2013年をピークに減少傾向となっており、共同住宅は2003年以降47㎡前後で推移している。一方で、1人当たり居住室の畳数は一戸建、共同住宅共に増加が続いている。＜図6、表6＞

図6 専用住宅の建て方別1住宅当たり延べ面積の推移
— 県（1993年～2023年）

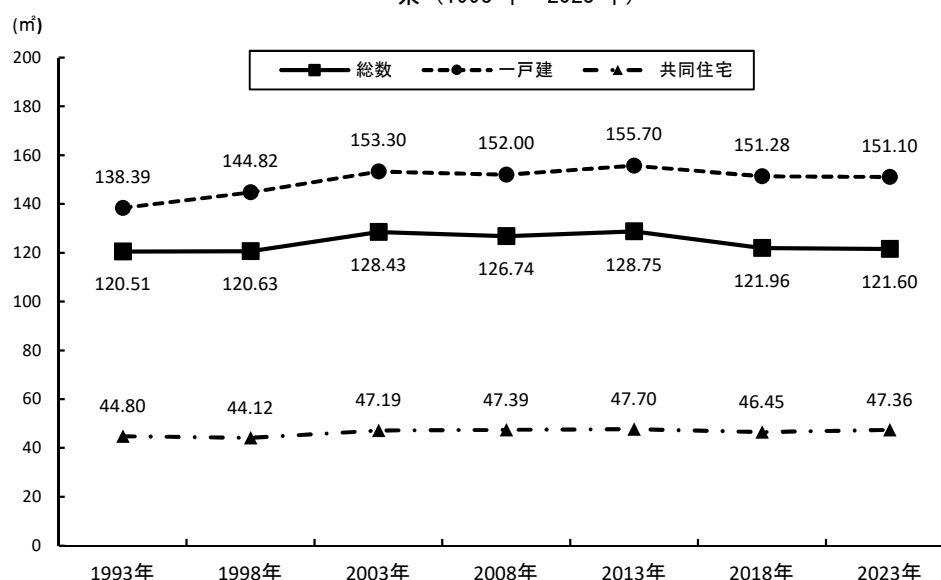


表6 専用住宅の建て方別住宅の規模の推移— 県（1993年～2023年）

住宅の規模		1993年	1998年	2003年	2008年	2013年	2018年	2023年
総数	1住宅当たり居住室数 (室)	5.95	5.84	5.94	5.87	5.84	5.48	5.36
	1住宅当たり居住室の畳数 (畳)	36.75	36.06	38.07	37.95	38.20	37.65	37.99
	1住宅当たり延べ面積 (㎡)	120.51	120.63	128.43	126.74	128.75	121.96	121.60
	1人当たり居住室の畳数 (畳)	11.41	11.98	12.92	13.57	14.33	15.07	15.78
	1室当たり人員 (人)	0.54	0.52	0.50	0.48	0.46	0.46	0.45
一戸建	1住宅当たり居住室数 (室)	6.67	6.80	6.89	6.83	6.88	6.58	6.45
	1住宅当たり居住室の畳数 (畳)	41.65	42.42	44.40	44.33	44.95	45.13	45.72
	1住宅当たり延べ面積 (㎡)	138.39	144.82	153.30	152.00	155.70	151.28	151.10
	1人当たり居住室の畳数 (畳)	12.11	12.88	13.84	14.65	15.40	16.35	17.20
	1室当たり人員 (人)	0.52	0.48	0.47	0.44	0.42	0.42	0.41
共同住宅	1住宅当たり居住室数 (室)	2.82	2.77	2.82	2.82	2.72	2.62	2.59
	1住宅当たり居住室の畳数 (畳)	16.12	16.18	17.48	18.04	17.96	18.40	18.51
	1住宅当たり延べ面積 (㎡)	44.80	44.12	47.19	47.39	47.70	46.45	47.36
	1人当たり居住室の畳数 (畳)	7.33	7.81	8.38	8.75	9.54	10.22	10.55
	1室当たり人員 (人)	0.78	0.75	0.74	0.73	0.69	0.69	0.68

7 借家の家賃

○借家の1か月当たり家賃は7.0%の増加

借家（専用住宅）の1か月当たり家賃は42,569円となっており、2018年と比べ、7.0%の増加となっている。これを借家（専用住宅）の種類別にみると、「公営の借家」が22,487円（6.6%増）、「都市再生機構（UR）・公社の借家」が41,274円（2.1%増）、「民営借家（木造）」が48,114円（16.2%増）、「民営借家（非木造）」が50,558円（2.7%増）、「給与住宅」が22,269円（9.2%減）となっている。

借家（専用住宅）の1畳当たり家賃は、2,232円となっており、「民営借家（非木造）」が3,045円と最も高く、次いで、「都市再生機構（UR）・公社の借家」が2,598円などとなっている。〈表7、図7〉

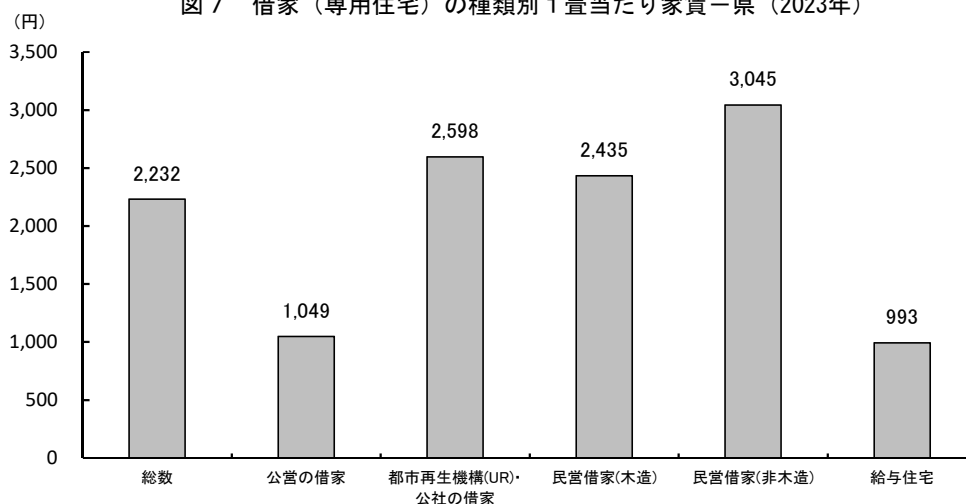
表7 借家（専用住宅）の種類別家賃の推移—県（2003年～2023年）

年次	総数 1)	公営の借家	都市再生機構 (UR)・公社の借家 2)	民営借家 (木造)	民営借家 (非木造)	給与住宅
1か月当たり家賃(円)						
2003年(平成15年)	36,697	22,053	24,952	41,378	50,697	17,281
2008年(平成20年)	37,370	20,499	32,293	41,122	50,713	21,875
2013年(平成25年)	37,885	21,440	32,513	40,779	49,104	15,494
2018年(平成30年)	39,797	21,086	40,406	41,391	49,218	24,512
2023年(令和5年)	42,569	22,487	41,274	48,114	50,558	22,269
増減率(%)						
2003年～2008年	1.8	-7.0	29.4	-0.6	0.0	26.6
2008年～2013年	1.4	4.6	0.7	-0.8	-3.2	-29.2
2013年～2018年	5.0	-1.7	24.3	1.5	0.2	58.2
2018年～2023年	7.0	6.6	2.1	16.2	2.7	-9.2
1畳当たり家賃(円)						
2003年(平成15年)	1,952	1,051	1,788	2,002	3,419	808
2008年(平成20年)	1,971	988	2,006	2,008	3,218	1,014
2013年(平成25年)	1,993	928	2,015	1,935	3,092	898
2018年(平成30年)	2,091	1,028	2,180	1,830	3,081	1,196
2023年(令和5年)	2,232	1,049	2,598	2,435	3,045	993
増減率(%)						
2003年～2008年	1.0	-6.0	12.2	0.3	-5.9	25.5
2008年～2013年	1.1	-6.1	0.4	-3.6	-3.9	-11.4
2013年～2018年	4.9	10.8	8.2	-5.4	-0.4	33.2
2018年～2023年	6.7	2.0	19.2	33.1	-1.2	-17.0

1) 住宅の所有の関係「不詳」を含む。

2) 2003年までは「公団・公社の借家」として表章

図7 借家（専用住宅）の種類別1畳当たり家賃—県（2023年）



8 高齢者のいる世帯の状況

○主世帯の53.1%が高齢者のいる世帯

○高齢者のいる世帯のうち、高齢単身世帯が28.1%を占める

65歳以上の世帯員がいる主世帯（以下、「高齢者のいる世帯」という。）は、140,100世帯となっており、主世帯全体に占める割合は53.1%と、2018年（52.8%）に比べ、0.3ポイントの上昇となっている。

75歳以上の世帯員がいる主世帯は86,100世帯となっており、主世帯全体に占める割合は32.6%となっている。＜図8-1、表8-1＞

高齢者のいる世帯について、高齢者のいる世帯の総数に占める割合をみると、高齢単身世帯は28.1%（39,300世帯）で過去最高となっている。また、高齢者のいる夫婦のみの世帯は26.9%（37,700世帯）、高齢者のいるその他の世帯が45.0%（63,100世帯）となっている。＜図8-2、表8-1＞

図8-1 高齢者のいる世帯数の推移一県
(1993年～2023年)

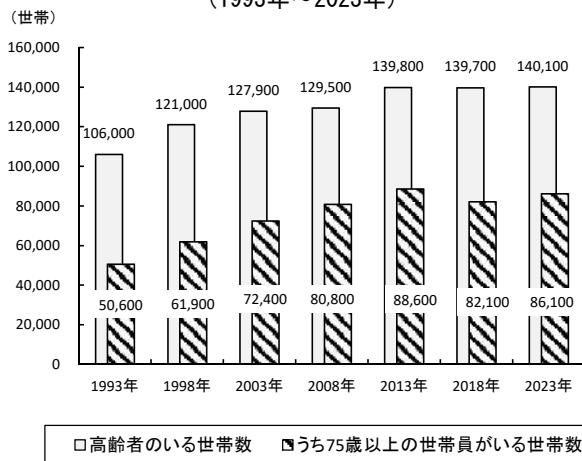


図8-2 高齢者のいる世帯の世帯の型別割合一県(1993年～2023年)

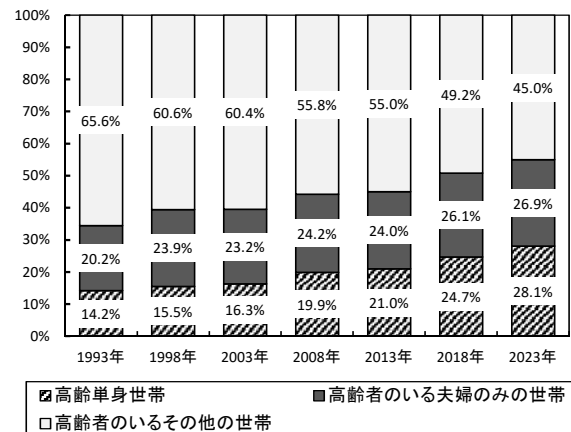


表8-1 高齢者のいる世帯の世帯の型別世帯数一県(1993年～2023年)

	主世帯総数	うち高齢者のいる世帯			うち75歳以上の世帯員がいる世帯
		総数	高齢単身世帯	高齢者のいる夫婦のみの世帯 高齢者のいるその他の世帯	
実数(世帯)					
1993年(平成5年)	229,800	106,000	15,100	21,400	69,500
1998年(平成10年)	247,500	121,000	18,800	28,900	73,300
2003年(平成15年)	249,500	127,900	20,900	29,700	77,300
2008年(平成20年)	249,900	129,500	25,800	31,400	72,300
2013年(平成25年)	258,300	139,800	29,300	33,600	76,900
2018年(平成30年)	264,700	139,700	34,500	36,400	68,800
2023年(令和5年)	263,800	140,100	39,300	37,700	63,100
割合-1(%) 1)					
1993年(平成5年)	100.0	46.1	6.6	9.3	30.2
1998年(平成10年)	100.0	48.9	7.6	11.7	29.6
2003年(平成15年)	100.0	51.3	8.4	11.9	31.0
2008年(平成20年)	100.0	51.8	10.3	12.6	28.9
2013年(平成25年)	100.0	54.1	11.3	13.0	29.8
2018年(平成30年)	100.0	52.8	13.0	13.8	26.0
2023年(令和5年)	100.0	53.1	14.9	14.3	23.9
割合-2(%) 2)					
1993年(平成5年)	—	100.0	14.2	20.2	65.6
1998年(平成10年)	—	100.0	15.5	23.9	60.6
2003年(平成15年)	—	100.0	16.3	23.2	60.4
2008年(平成20年)	—	100.0	19.9	24.2	55.8
2013年(平成25年)	—	100.0	21.0	24.0	55.0
2018年(平成30年)	—	100.0	24.7	26.1	49.2
2023年(令和5年)	—	100.0	28.1	26.9	45.0

1) 主世帯総数に占める割合

2) 高齢者のいる世帯の総数に占める割合

○高齢者のいる世帯の90.1%が持ち家、高齢単身世帯の21.1%が借家に居住

高齢者のいる世帯が居住する住宅の所有の関係別に割合をみると、持ち家が90.1%、借家が9.9%となっており、主世帯全体の持ち家の割合（69.6%）に比べ、持ち家の割合が20.5ポイント高くなっている。一方、高齢単身世帯では、借家の割合が21.1%と、高齢者のいる世帯全体と比較して借家の割合が高くなっている。＜図8-3、表8-2＞

図8-3 世帯の型、住宅の所有の関係別割合（高齢者のいる世帯）一県（2023年）

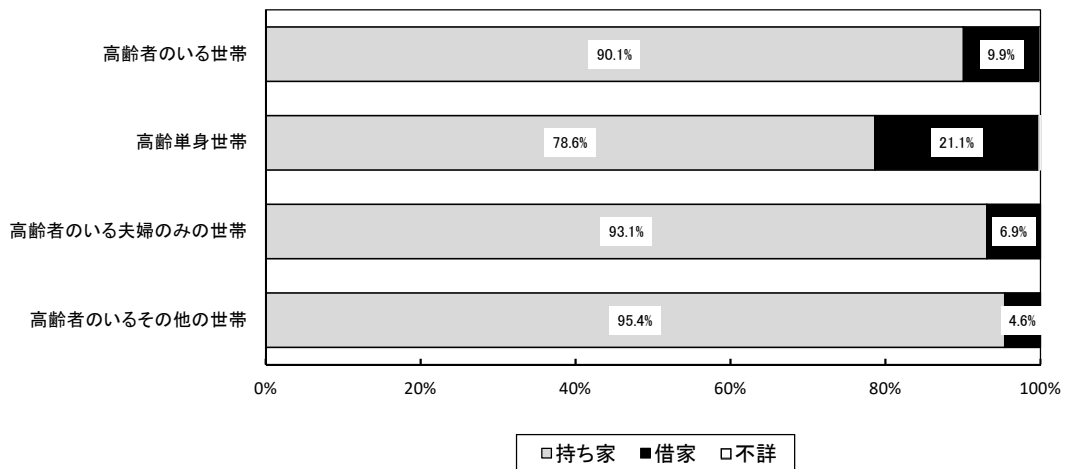


表8-2 世帯の型、住宅の所有の関係別主世帯数（高齢者のいる世帯）一県（2023年）

	総数 ¹⁾	持ち家	借家					給与住宅
			総数	公営の借家	都市再生機構(UK)・公社の借家	民営借家		
						木造	非木造	
実数(世帯)								
主世帯	263,800	183,600	74,100	11,900	400	27,800	27,400	6,600
うち高齢者のいる世帯	140,100	126,200	13,800	5,600	100	4,400	3,200	500
高齢単身世帯	39,300	30,900	8,300	3,600	0	2,600	1,900	200
高齢者のいる夫婦のみの世帯	37,700	35,100	2,600	1,000	—	900	600	100
高齢者のいるその他の世帯	63,100	60,200	2,900	1,000	100	900	700	200
割合(%)								
主世帯	100.0	69.6	28.1	4.5	0.2	10.5	10.4	2.5
うち高齢者のいる世帯	100.0	90.1	9.9	4.0	0.1	3.1	2.3	0.4
高齢単身世帯	100.0	78.6	21.1	9.2	—	6.6	4.8	0.5
高齢者のいる夫婦のみの世帯	100.0	93.1	6.9	2.7	—	2.4	1.6	0.3
高齢者のいるその他の世帯	100.0	95.4	4.6	1.6	0.2	1.4	1.1	0.3

1) 住宅の所有の関係「不詳」を含む。

○高齢者等のための設備がある住宅は住宅全体の 63.3%、5.3 ポイントの上昇

高齢者等のための設備がある住宅は 167,000 戸で、住宅全体の 63.3%となっており、2018 年（58.0%）と比べ、5.3 ポイント上昇している。住宅の設備状況の割合をみると、「手すりがある」が 53.9%、「またぎやすい高さの浴槽」が 22.3%、「廊下などが車いすで通行可能な幅」が 18.9%、「段差のない屋内」が 22.4%、「道路から玄関まで車いすで通行可能」が 12.5%となっており、いずれも 2018 年と比べ上昇している。＜表 8－3＞

表 8－3 高齢者等のための設備状況別住宅数一県（2018年、2023年）

高齢者等のための設備状況	2018年		2023年	
	実数（戸）	割合（%）	実数（戸）	割合（%）
住宅総数 1)	264,700	100.0	263,800	100.0
高齢者等のための設備がある 2)	153,400	58.0	167,000	63.3
手すりがある	134,200	50.7	142,200	53.9
またぎやすい高さの浴槽	51,700	19.5	58,900	22.3
浴室暖房乾燥機 3)	—	—	60,300	22.9
廊下などが車いすで通行可能な幅	48,900	18.5	49,800	18.9
段差のない屋内	56,100	21.2	59,100	22.4
道路から玄関まで車いすで通行可能	32,800	12.4	33,000	12.5

1) 高齢者等のための設備状況「不詳」を含む。

2) 複数回答であるため、内訳の合計と必ずしも一致しない。

3) 2023年調査から回答選択肢に追加

9 現住居以外の住宅の所有状況

- 現住居以外の住宅を所有している主世帯は 32,000 世帯（12.1%）
- うち空き家を所有している世帯は 10,900 世帯（4.1%）
- 世帯が所有する空き家のうち、55.6%は賃貸・売却用や二次的住宅（別荘など）を除く空き家

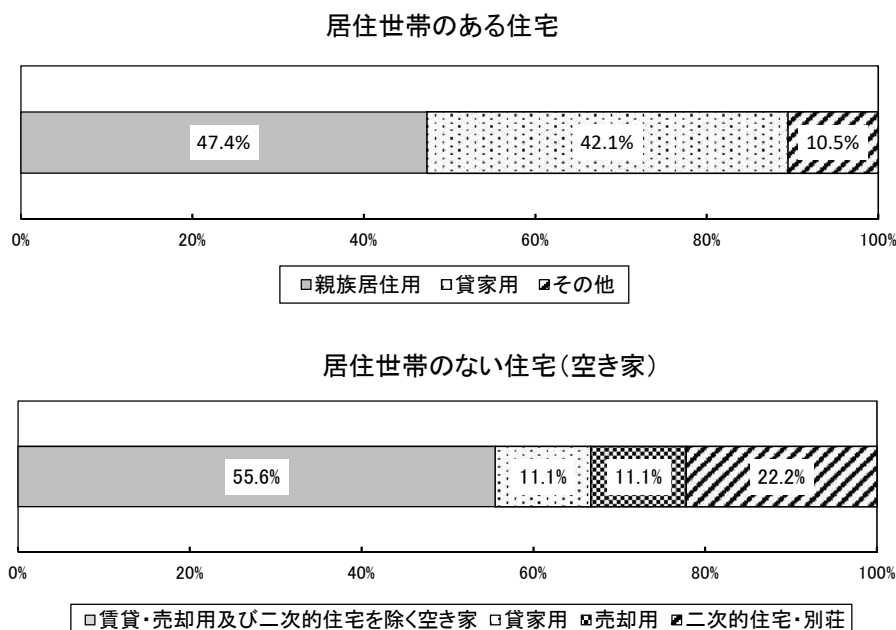
主世帯のうち、現住居以外の住宅を所有している世帯は 32,000 世帯（主世帯全体に占める割合 12.1%）となっている。居住世帯のある住宅を所有している世帯は 23,700 世帯（同 9.0%）、居住世帯のない住宅（空き家）を所有している世帯は 10,900 世帯（同 4.1%）となっている。世帯が所有する居住世帯のない住宅（空き家）の主な用途別割合をみると、「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家」が 55.6%と最も高くなっている。＜表 9、図 9＞

表 9 現住居以外に所有する住宅の主な用途別主世帯数、住宅数一県（2023年）

	主世帯 総数	うち現住居以外の住宅を所有している世帯										
		総数 2)	居住世帯のある住宅					居住世帯のない住宅(空き家)				
			総数	親族居 住用	貸家用	売却用	その他	総数	賃貸・売 却用及び 二次的住 宅を除く 空き家	貸家用	売却用	二次的 住宅・ 別荘
世帯数 (世帯) 1)	263,800	32,000	23,700	14,600	4,800	300	4,800	10,900	7,000	1,000	600	2,500
割合(%)	100.0	12.1	9.0	5.5	1.8	0.1	1.8	4.1	2.7	0.4	0.2	0.9
所有する 住宅数(住戸)	—	27,000	19,000	9,000	8,000	—	2,000	9,000	5,000	1,000	1,000	2,000
割合(%)	—	—	100.0	47.4	42.1	—	10.5	100.0	55.6	11.1	11.1	22.2

- 1) 複数の住宅を所有する場合、それぞれの住宅の主な用途について世帯を計上しているため、内訳は総数に一致しない。
 2) 現住居以外に所有する住宅の主な用途「不詳」を含む。

図9 現住居以外に所有する住宅の主な用途別割合一県(2023年)



参 考

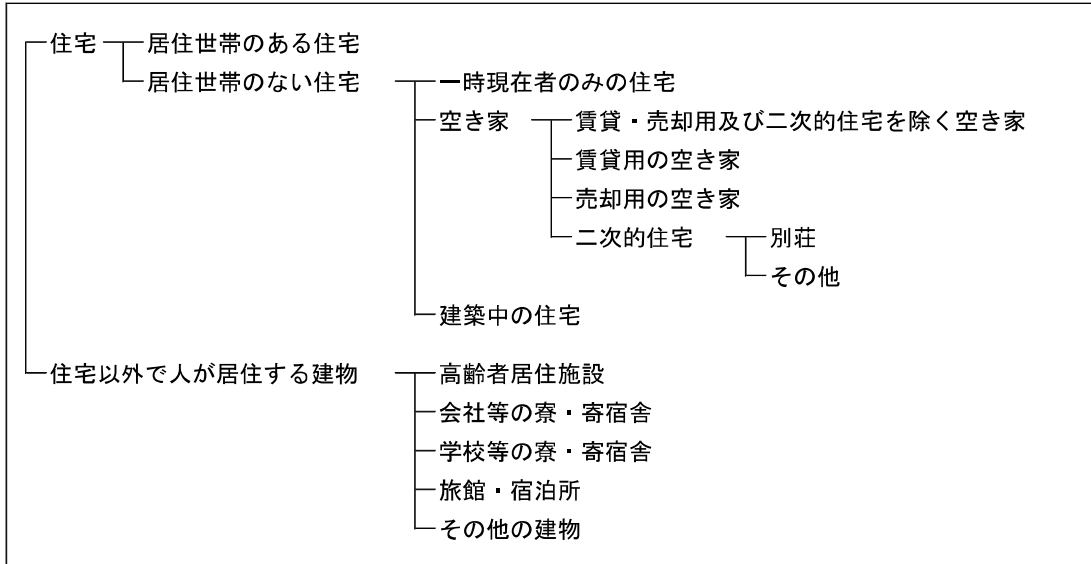
都道府県別の主な指標（2023年）

都道府県	総住宅数(1000戸) 1)			空き家				総数	居住世帯のある住宅					
	2023年	(参考) 2018年	2018年～ 2023年 の増減率	空き家数 (1000戸)	空き家率 (%)	賃貸・売却 用及び二次 的住宅を除 く空き家数 (1000戸)	空き家率 (%)		建て方				所有の関係	
									うち 一戸建 (1000戸)	割合 (%)	うち 共同住宅 (1000戸)	割合 (%)	うち 持ち家 (1000戸)	割合 (%)
全 国	65,047	62,407	4.2	9,002	13.8	3,856	5.9	55,665	29,319	52.7	24,968	44.9	33,876	60.9
北 海 道	2,889	2,807	2.9	452	15.6	163	5.6	2,423	1,258	51.9	1,082	44.6	1,381	57.0
青 森 県	590	592	-0.4	99	16.7	55	9.3	489	368	75.3	103	21.0	349	71.4
岩 手 県	579	579	0.0	100	17.3	54	9.3	477	344	72.2	119	24.9	335	70.3
宮 城 県	1,129	1,089	3.7	140	12.4	52	4.6	984	543	55.2	422	42.9	590	60.0
秋 田 県	441	446	-1.1	70	15.8	44	10.0	369	293	79.4	69	18.6	285	77.1
山 形 県	455	449	1.4	62	13.5	36	7.9	392	298	76.1	88	22.4	294	75.0
福 島 県	863	861	0.2	131	15.2	63	7.3	727	513	70.6	196	27.0	497	68.3
茨 城 県	1,391	1,329	4.7	196	14.1	93	6.7	1,187	832	70.1	328	27.6	824	69.4
栃 木 県	971	927	4.8	164	16.9	64	6.6	802	571	71.2	213	26.5	555	69.1
群 馬 県	967	949	1.9	161	16.7	73	7.6	802	589	73.5	197	24.6	570	71.1
埼 玉 県	3,555	3,385	5.0	330	9.3	136	3.8	3,205	1,730	54.0	1,408	43.9	2,087	65.1
千 葉 県	3,191	3,030	5.3	394	12.3	159	5.0	2,782	1,463	52.6	1,268	45.6	1,800	64.7
東 京 都	8,201	7,672	6.9	897	10.9	214	2.6	7,235	1,901	26.3	5,181	71.6	3,235	44.7
神 奈 川 県	4,765	4,504	5.8	467	9.8	151	3.2	4,272	1,740	40.7	2,434	57.0	2,508	58.7
新 潟 県	1,015	995	2.1	155	15.3	78	7.6	852	629	73.9	207	24.3	630	74.0
富 山 県	474	453	4.7	70	14.7	40	8.4	402	297	74.0	95	23.6	301	74.9
石 川 県	554	536	3.4	86	15.6	41	7.3	464	319	68.7	136	29.2	315	67.8
福 井 県	341	325	4.9	53	15.6	29	8.5	287	214	74.7	65	22.5	211	73.5
山 梨 県	427	422	1.2	87	20.4	37	8.7	337	242	71.9	88	26.2	231	68.6
長 野 県	1,040	1,008	3.1	209	20.1	92	8.9	825	605	73.4	197	23.9	592	71.7
岐 阜 県	924	894	3.4	148	16.1	74	8.1	770	571	74.2	181	23.5	568	73.7
静 岡 県	1,774	1,715	3.5	296	16.7	105	5.9	1,468	964	65.7	474	32.3	990	67.4
愛 知 県	3,665	3,482	5.3	433	11.8	156	4.3	3,211	1,638	51.0	1,468	45.7	1,914	59.6
三 重 県	874	854	2.3	143	16.3	83	9.5	727	526	72.4	188	25.8	526	72.3
滋 賀 県	664	626	6.1	82	12.3	49	7.3	579	383	66.1	182	31.5	410	70.9
京 都 府	1,372	1,338	2.5	180	13.1	85	6.2	1,183	635	53.7	523	44.2	718	60.7
大 阪 府	4,929	4,680	5.3	702	14.2	227	4.6	4,197	1,672	39.8	2,408	57.4	2,286	54.5
兵 庫 県	2,798	2,681	4.4	387	13.8	173	6.2	2,397	1,190	49.6	1,144	47.7	1,545	64.4
奈 良 県	640	618	3.5	94	14.6	50	7.7	543	366	67.5	165	30.5	397	73.2
和 歌 山 県	496	485	2.1	105	21.2	60	12.1	387	288	74.5	86	22.3	285	73.8
鳥 取 県	262	257	2.2	41	15.7	25	9.7	220	158	71.8	57	25.9	153	69.6
島 根 県	320	314	1.9	55	17.0	36	11.3	264	186	70.6	70	26.6	184	69.6
岡 山 県	955	916	4.3	157	16.5	83	8.6	794	523	65.9	252	31.7	521	65.6
広 島 県	1,466	1,431	2.4	231	15.8	115	7.8	1,228	677	55.1	521	42.4	761	61.9
山 口 県	726	720	0.9	141	19.4	81	11.1	583	388	66.6	169	29.0	391	67.0
徳 島 県	389	381	2.2	83	21.3	48	12.2	303	211	69.4	83	27.4	206	68.1
香 川 県	493	488	1.0	92	18.6	48	9.7	399	265	66.5	116	29.2	277	69.4
愛 媛 県	737	714	3.1	146	19.8	90	12.2	586	387	65.9	179	30.6	381	65.0
高 知 県	388	392	-0.9	79	20.3	50	12.9	307	210	68.2	90	29.2	203	66.0
福 岡 県	2,703	2,581	4.7	335	12.4	126	4.6	2,352	1,008	42.8	1,289	54.8	1,239	52.7
佐 賀 県	368	352	4.5	53	14.5	28	7.7	312	214	68.6	90	28.8	212	67.9
長 崎 県	655	660	-0.7	113	17.3	65	9.9	538	345	64.1	177	32.9	348	64.7
熊 本 県	851	814	4.6	127	14.9	65	7.6	718	449	62.5	244	34.0	451	62.9
大 分 県	603	582	3.7	116	19.1	58	9.6	486	296	60.9	182	37.5	303	62.3
宮 崎 県	557	546	1.9	91	16.3	55	9.9	463	317	68.4	130	28.0	304	65.7
鹿 児 島 県	900	879	2.3	184	20.5	122	13.6	711	470	66.1	226	31.7	450	63.3
沖 縄 県	699	653	7.2	65	9.4	28	4.0	627	235	37.4	382	60.9	267	42.6

1) 居住世帯なしの住宅を含む。

用語の解説

《住宅》



住 宅

一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。

ここで、「完全に区画された」とは、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで、同じ建物の他の部分と完全に遮断されている状態をいう。

また、「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、次の四つの設備要件を満たしていることをいう。

- ①一つ以上の居室
 - ②専用の炊事用流し(台所)
 - ③専用のトイレ
 - ④専用の出入口
- 共用であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できる状態のものを含む。
- 屋外に面している出入口又は居住者やその世帯への訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口

なお、いわゆる「廃屋」については、そのままではそこで家庭生活を営むことが困難なことから、この調査では住宅としていない。

居住世帯のある住宅

上記の「住宅」の要件を満たしているもののうち、ふだん人が居住している住宅

なお、この調査で「人が居住している」、「居住している世帯」などという場合の「居住している」とは、原則として、調査日現在当該住居に既に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは調査日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている場合をいう。

居住世帯のない住宅

上記の「住宅」の要件を満たしているもののうち、ふだん人が居住していない住宅を次のとおり区分した。

区分		内容
一時現在者のみの住宅		昼間だけ使用している、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅
空き家	賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家	賃貸用の空き家、売却用の空き家及び二次的住宅以外の人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など（注：空き家の種類の判断が困難な住宅を含む。）
	賃貸用の空き家	新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅
	売却用の空き家	新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅
	二次的住宅	別荘 週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅 その他 ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅
建築中の住宅		住宅として建築中のもので、棟上げは終わっているが、戸締まりができるまでにはなっていないもの（鉄筋コンクリートの場合は、外壁が出来上がったもの） なお、戸締まりができる程度になっている場合は、内装が完了していても、「空き家」とした。 また、建築中の住宅でも、ふだん人が居住している場合には、建築中とはせずに人が居住している住宅とした。

住宅以外で人が居住する建物

住宅以外の建物でも、ふだん人が居住していれば調査の対象とした。

住宅以外で人が居住する建物の種類を次のとおり区分した。

区分	内容
高齢者居住施設	高齢者を居住させるために建てられた又は改造された建物
会社等の寮・寄宿舎	会社・官公庁・団体の独身寮などのように、生計を共にしない単身の従業員をまとめて居住させる建物
学校等の寮・寄宿舎	学校の寄宿舎などのように、生計を共にしない単身の学生・生徒をまとめて居住させる建物
旅館・宿泊所	旅館や宿泊所・保養所などのように、旅行者など一時滞在者の宿泊のための建物
その他の建物	下宿屋、社会施設・病院・工場・作業場・事務所などや、建設従業者宿舎のように臨時応急的に建てられた建物で、住宅に改造されていない建物

住宅の種類

住宅をその用途により、次のとおり区分した。

専用住宅

居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅

店舗その他の併用住宅

商店、飲食店、理髪店、医院などの業務に使用するために設備された部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅や農業、林業、狩猟業、漁業又は水産養殖業の業務に使用するために設備された土間、作業場、納屋などの部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅

住宅の建て方

住宅の建て方を次のとおり区分した。

区分	内容
一戸建	一つの建物が1住宅であるもの
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。
共同住宅	一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの 1階が店舗で、2階以上に二つ以上の住宅がある建物も含む。
その他	上記のどれにも当てはまらないもの 例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

建物の構造

建物の構造を次のとおり区分した。

なお、二つ以上の構造から成る場合は、床面積の広い方の構造によった。

区分	内容	
木造	建物の主な構造部分のうち、柱・はりなどの骨組みが木造のもの	
非木造	鉄筋・鉄骨コンクリート造	建物の骨組みが鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造又は鉄筋・鉄骨コンクリート造のもの
	鉄骨造	建物の骨組みが鉄骨造（柱・はりが鉄骨のもの）のもの
	その他	上記以外のもので、例えば、ブロック造、レンガ造などのもの

建物の階数

建物全体の地上部分の階数をいう（したがって、地階は含めない。）。

なお、中2階や屋根裏部屋は階数に含めない。

建築の時期

人が居住する住宅の建築の時期をいう。住宅の建築後、増改築や改修工事等をした場合でも初めに建てた時期を建築の時期とした。ただし、増改築や改修工事等をした部分の面積が、増改築や改修工事等後の住宅の延べ面積の半分以上であれば、増改築や改修工事等をした時期を建築の時期とした。

なお、むね数の集計における「建築の時期」とは、一棟の中に二つ以上の住宅がある場合、建物内の各住宅の建築の時期のうち最も多いものを、当該建物の建築の時期とした。

住宅の所有の関係

人が居住する住宅について、所有の関係を次のとおり区分した。

区分	内容	
持ち家	そこに居住している世帯が全部又は一部を所有している住宅 最近建築、購入又は相続した住宅で、登記がまだ済んでいない場合やローンなどの支払が完了していない場合も「持ち家」とした。 また、親の名義の住宅に住んでいる場合も「持ち家」とした。	
借家	公営の借家	都道府県・市区町村が所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。いわゆる「県営住宅」、「市営住宅」などと呼ばれているもの。
	都市再生機構（UR）・公社の借家	都市再生機構（UR）又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などが所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。 いわゆる「UR賃貸住宅」、「公社住宅」などと呼ばれているもの。
	民営借家	「公営の借家」、「都市再生機構（UR）・公社の借家」又は「給与住宅」のいずれにも該当しない賃貸住宅
	給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などが所有又は管理していて、職務の都合上又は給与の一部として居住している住宅 いわゆる「社宅」、「公務員住宅」などと呼ばれているもの。 ※ 家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合を含む

住宅の家賃

持ち家以外の住宅において、最近、支払われた1か月分の家賃の金額。この「家賃」には、敷金・権利金・礼金や共益費・管理費などは含まれない。

なお、1住宅を2世帯以上の世帯が共同で借りている場合、各世帯が負担している家賃の総額をその1住宅の「家賃」とした。

住宅の共益費・管理費

家賃とは別に支払われる、廊下・階段などの共用部分の水道料・電気料・清掃費など。

1住宅を2世帯以上の世帯が共同で借りている場合の取扱いは、上記「住宅の家賃」と同じ。

住宅の居住室数及び居住室の畳数

(1) 居住室数

居住室とは、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室をいう。したがって、玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下、農家の土間など、また、店、事務室、旅館の客室など営業用の室は含めない。

ただし、ダイニング・キッチン（食事室兼台所）は、流しや調理台などを除いた広さが3畳以上の場合は居住室とした。

また、同居世帯がある場合には、その世帯が使用している居住室も室数も含めた。

(2) 居住室の畳数

畳数は、上に述べた各居住室の畳数の合計をいう。洋室など畳を敷いていない居住室も、3.3㎡を2畳の割合で畳数に換算した。

住宅の延べ面積（居住面積）

人が居住する住宅における、各住宅の床面積の合計をいう。この延べ面積には、居住室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関、台所、トイレ、浴室、廊下、階段、農家の土間、押し入れなどや店、事務室など営業用に使用している部分の面積も含めた。ただし、別棟の物置・車庫の面積や商品倉庫・作業場など営業用の附属建物の面積は含めない。

アパートやマンションなど共同住宅の場合は、共同で使用している廊下、階段などの共用部分の面積を除いたそれぞれの住宅の専用部分の床面積とした。

台所の型

台所の型について、次のとおり区分した。

区分	内容
専用台所	その住宅専用の台所 主世帯と同居世帯が同じ台所を共同で使用している場合も含む。
独立の台所（K）	他の室と間仕切りされている独立の台所
食事室兼用（DK）	台所兼食事室のように台所と食事室が間仕切りされていない台所 例えば、ダイニング・キッチンなど
食事室・居間兼用（LDK・LK）	台所・食事室・居間が間仕切りされていない台所 例えば、リビング・ダイニング・キッチン、リビング・キッチンなど
その他と兼用	上記以外の兼用の台所 例えば、いわゆる「ワンルームマンション」のように居住室が1室だけの住宅で、間仕切りされていない台所など
共用台所	アパートなどで、他の住宅の世帯と共同で使用している台所

高齢者等のための設備状況

人が居住する住宅について、高齢者等のための設備・構造を次のとおり区分した。

区分	内容
高齢者等のための設備がある	
手すりがある	高齢者などが住宅内でバランスを崩して転倒したりしないよう安全に生活するために手すりが設置されている場合 また、手すりの設置場所について、次のとおり区分した。 (1) 玄関、(2) トイレ、(3) 浴室、(4) 脱衣所、 (5) 廊下、(6) 階段、(7) 居住室、(8) その他
またぎやすい高さの浴槽	浴槽のまたぎ込みの高さ（洗い場から浴槽の縁までの高さ）が高齢者や障がい者に配慮されている場合 なお、高齢者の場合は、約30～50cmをまたぎやすい高さとした。
浴室暖房乾燥機	浴室内の天井または壁に設置されている暖房機能を有する浴室乾燥機が設置されている場合
廊下などが車いすで通行可能な幅	廊下や部屋の入口の幅が約80cm以上ある場合
段差のない屋内	高齢者などが屋内で段差につまずいて転倒したりしないよう設計されている場合 なお、玄関の“上がりかまち”や階段は、ここでいう段差に含まない。
道路から玄関まで車いすで通行可能	敷地に接している道路から玄関口までに、高低差や障害物などがなく、車いすで介助を必要とせず通れる場合 なお、高低差等がある場合でも、緩やかな傾斜路（スロープ）などが設置され、車いすで通れる場合はここに含めた。
高齢者等のための設備がない	

バリアフリー化住宅

人が居住する住宅について、バリアフリー化の状況を次のとおり区分した。

一定のバリアフリー化

高齢者等のための設備等のうち、以下のいずれかに該当すること

- ・ 2箇所以上の手すりの設置
- ・ 段差のない屋内

高度のバリアフリー化

高齢者等のための設備等のうち、以下のいずれにも該当すること

- ・ 2箇所以上の手すりの設置
- ・ 段差のない屋内
- ・ 廊下などが車いすで通行可能な幅

省エネルギー設備等

人が居住する住宅について、省エネルギー設備を次のとおりとした。

太陽熱を利用した温水機器等

水を屋根の上に引き上げて太陽の熱で温め、そのお湯を浴室や台所の給湯に利用するシステムのほか、太陽の日差して暖められた屋根裏の空気をファンで床下に流して住宅全体を暖房するシステム

太陽光を利用した発電機器

屋根の上に乗せた集光板によって太陽光を集め、これを電力に換えて用いる機器

二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓

(1) 二重以上のサッシ

外窓と内窓が二重以上の構造となった窓（内側が障子の場合は含めない。）

(2) 複層ガラスの窓

複数枚のガラスを組み合わせ、すき間に空気層をすることによって断熱効果をもたせた窓

腐朽・破損の有無

住宅の主要な構造部分（壁・柱・床・はり・屋根等）やその他の部分の腐朽・破損の有無について、次のとおり区分した。

腐朽・破損あり

建物の主要部分やその他の部分に不具合があるもの。例えば、外壁がところどころ落ちていたり、壁や基礎の一部にひびが入っていたり、かわらが一部はずれているものや、雨どいが破損してひさしの一部が取れている場合など。

腐朽・破損なし

建物の主要部分やその他の部分に損傷がないもの

エレベーターの有無等

「共同住宅」について、エレベーターの有無等を次のとおり区分した。

区分	内容
エレベーターあり	
ドアの一部がガラス張り	エレベーターの中の様子について、ドアが閉まっても外から確認できる場合
防犯カメラの設置	エレベーター内に防犯カメラを設置している場合 なお、本物のように見せかけたカメラの場合もここに含めた。
これらの設備はない	エレベーターに上記のどちらの設備もない場合
エレベーターなし	

高齢者対応型共同住宅

共同住宅のうち、その敷地に接している道路から共同住宅の各住宅の入口まで、介助なしに車いすで通行できる構造になっている場合で、次の三つの要件をおおむね満たしているもの

- ① 道路から建物内まで高低差がある場合は、傾斜路が設置してあること。
- ② エレベーターの入口の幅が80cm以上あり、乗り場のボタン及びエレベーター内の操作盤が、車いす利用者に配慮した設計になっていること。
- ③ 共用の廊下に段差がなく、その幅が140cm以上あること。

サービス付き高齢者住宅

高齢者対応型住宅のうち、サービス付き高齢者向け住宅として登録されている住宅

オートロック式

建物内に共用玄関のドアがあり、外からドアを開けるためには、鍵や暗証番号などを用いるか、居住者などに内側から鍵を解除してもらう必要がある共同住宅

住宅の購入・新築・建て替え等

「持ち家」について、現在住んでいる住宅の取得方法を次のとおり区分した。

区分	内容
新築の住宅を購入	新築の建て売り住宅又は分譲住宅を購入した場合
都市再生機構（UR）・公社など	都市再生機構（UR）又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などから、新築の住宅を購入した場合
民間	民間の土地建物業者などから、新築の住宅を購入した場合
中古住宅を購入	他の世帯が住んでいた住宅を購入した場合 なお、借りていた住宅を購入した場合もここに含めた。
リフォーム前の住宅	引渡し前1年以内にリフォームされた住宅以外の中古住宅を購入した場合
リフォーム後の住宅	引渡し前1年以内にリフォームされた中古住宅を購入した場合
新築（建て替えを除く）	「新築の住宅を購入」及び「建て替え」以外の場合で、新しく住宅（持ち家）を建てた場合又は以前あった住宅以外の建物や施設を取り壊してそこに新しく住宅（持ち家）を建てた場合
建て替え	以前あった持ち家を壊して同じ敷地の中に新しく住宅（持ち家）を建てた場合
相続・贈与で取得	相続や贈与によって住宅を取得した場合
その他	上記以外の方法で取得した場合 例えば、住宅以外の建物を住宅に改造した場合など

2019年以降の増改築・改修工事等

「持ち家」について、2019年1月以降にその世帯が使用するために増改築（「建て替え」及び「新築」を除く。）や改修工事等を行ったか否かを次のとおり区分した。

区分	内容
増改築・改修工事等をした	
増築・間取りの変更	居室の増改築や、離れを建てたり、廊下や押入れなどを居室に変更するなどの工事
台所・トイレ・浴室・洗面所の改修工事	老朽化などによる水漏れのための配管修理や水道修理、また、和式トイレから洋式トイレへの変更やくみ取りトイレから水洗トイレへの変更などの工事
天井・壁・床等の内装の改修工事	室内（トイレ、台所、浴室及び洗面所を含む。）のクロス張替えや床の張替え、畳からフローリングへの変更、床暖房の設置、建具の交換などの工事 なお、単なるカーテンやブラインドの交換は含めない。
屋根・外壁等の改修工事	屋根のふき替え・塗り替え、屋根・屋上・バルコニーの床（下の階の屋根となっている場合）の水漏れ修理、外壁の塗装・交換、コンクリート壁や雨どいの修理などの工事
壁・柱・基礎等の補強工事	壁の新設・補強、筋かいの設置、基礎の補強、柱やはりを金具で補強などの工事
窓・壁等の断熱・結露防止工事	窓を二重以上のサッシ又は複層ガラスに変更、天井や壁に断熱材を注入したり発砲ウレタンを吹き付ける工事
その他の工事	上記以外の工事 例えば、ベランダの設置や修理、手すりの設置、電気配線（コンセント、スイッチの増設）など
増改築・改修工事等をしていない	店舗・事務所など営業用部分だけの増改築や改修工事をした場合や間貸しなど他の世帯に使用させるための工事は「増改築・改修工事等をしていない」に含めた。

《世帯》

主世帯、同居世帯

1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

なお、単身者が友人と共同でアパートの1室を借りて住んでいる場合など、1住宅に二人以上の単身者が住んでいる場合は、便宜、そのうちの一人を「主世帯」とし、他の人は一人一人を「同居世帯」とした。

住宅以外の建物に居住する世帯

高齢者居住施設、会社や学校などの寮・寄宿舎、旅館・宿泊所などの住宅以外の建物に居住している、管理者・家主などの世帯、その建物に居住している人の集まりをいう。

なお、管理者・家主などの世帯は、入寮者などの世帯とは別に一つの世帯とし、単身の入所者や学生は、まとめて一つの世帯とした。

高齢夫婦世帯

「高齢夫婦世帯」とは、夫65歳以上かつ妻60歳以上の夫婦のみの世帯

世帯人員

世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

たまたま旅行などで一時不在の人でも、ふだんそこに住んでいれば世帯人員に含めた。

船舶に乗り組んで長期不在の人（自衛隊の艦船乗組員を除く。）は世帯人員に含めた。

なお、「単身の住み込みの家事手伝い」は雇主の世帯に含めたが、「住み込みの従業員」や「下宿人」、「間借り人」は、雇主や家主の世帯とは別の世帯とした。

世帯員の年齢

令和5年10月1日現在の満年齢

世帯の型

主世帯を次のとおり区分した。

なお、配偶者が単身赴任などのため長期不在で、世帯人員に含まれない場合は、その配偶者を除いて世帯の型を決めた。

区分	備考
1人世帯	
ア 65歳未満の単身	
(ア) 30歳未満の単身	
(イ) 30～64歳の単身	
イ 65歳以上の単身	
うち75歳以上の単身	
2人世帯	

ア 夫婦のみ	
(ア) 高齢夫婦	夫65歳以上かつ妻60歳以上の夫婦
(イ) その他	
イ その他	1)
3人世帯	
ア 夫婦と3歳未満の者	2)
イ 夫婦と3～5歳の者	
ウ 夫婦と6～9歳の者	
エ 夫婦と10～17歳の者	
オ 夫婦と18～24歳の者	
カ 夫婦と25歳以上の者	
キ その他	1)
4人世帯	
ア 夫婦と3歳未満の者	2)
イ 夫婦と3～5歳の者	
ウ 夫婦と6～9歳の者	
エ 夫婦と10～17歳の者	
オ 夫婦と18～24歳の者	
カ 夫婦と25歳以上の者	
キ 夫婦と18歳未満及び65歳以上の者	3)
ク その他	1)
5人世帯	
ア 夫婦と6歳未満の者	2)
イ 夫婦と6～9歳の者	
ウ 夫婦と10～17歳の者	
エ 夫婦と18～24歳の者	
オ 夫婦と25歳以上の者	
カ 夫婦と18歳未満及び65歳以上の者	
キ その他	1)
6人以上の世帯	
ア 夫婦と18歳未満の者	2)
イ 夫婦と18～24歳の者	
ウ 夫婦と25歳以上の者	
エ 夫婦と18歳未満及び65歳以上の者	3)
オ その他	1)

- 1) 夫婦が2組以上の場合、夫婦がいない場合は「その他」に含まれる。
- 2) 「…歳の者」については、夫婦以外の世帯員の年長者の年齢によって区分した。なお、それ以外の世帯員の年齢は問わない。
- 3) 夫婦以外に「18歳未満」と「65歳以上」の双方がいる世帯とする。なお、それ以外の者の年齢は問わない。

高齢世帯の型

高齢者世帯を次のとおり区分した。

区分	備考
65歳以上の単身世帯	
65歳以上の夫婦世帯	「いずれか一方のみが65歳以上夫婦」及び「夫婦とも65歳以上」
いずれか一方のみが65歳以上夫婦	夫又は妻のいずれか一方のみが65歳以上の夫婦のみの世帯 なお、夫婦の一方の年齢が不明の場合は、もう一方の年齢が65歳以上でも含まない。
夫婦とも65歳以上	夫及び妻のいずれも65歳以上の夫婦のみの世帯

家族類型

主世帯について、その世帯員の世帯主との続き柄により、家族類型を次のとおり区分した。

区分	内容
A 親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
B 非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
C 単身世帯	世帯人員が一人の世帯

また、「親族のみの世帯」については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

区分	備考
1 核家族世帯	
(1) 夫婦のみの世帯	
(2) 夫婦と子供から成る世帯	
[1] 夫婦のいずれかが家計を主に支える者の世帯	
[2] 子供が家計を主に支える者の世帯	
(3) 男親と子供から成る世帯	
[1] 男親が家計を主に支える者の世帯	
[2] 子供が家計を主に支える者の世帯	
(4) 女親と子供から成る世帯	
[1] 女親が家計を主に支える者の世帯	
[2] 子供が家計を主に支える者の世帯	
2 核家族以外の世帯	
(5) 夫婦と両親から成る世帯	
[1] 夫婦と夫の親から成る世帯	
[2] 夫婦と妻の親から成る世帯	
(6) 夫婦とひとり親から成る世帯	

	[1] 夫婦と夫の親から成る世帯	
	[2] 夫婦と妻の親から成る世帯	
(7)	夫婦、子供と両親から成る世帯	1)
	[1] 夫婦、子供と夫の親から成る世帯	
	[2] 夫婦、子供と妻の親から成る世帯	
(8)	夫婦、子供とひとり親から成る世帯	1)
	[1] 夫婦、子供と夫の親から成る世帯	
	[2] 夫婦、子供と妻の親から成る世帯	
(9)	夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯 例) 世帯主夫婦と世帯主の祖母から成る世帯	
(10)	夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯 例) 世帯主夫婦と配偶者のない世帯主の子供と世帯主の祖母から成る世帯（注）	
(11)	夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯	1)
	[1] 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯 例) 世帯主夫婦、世帯主の親と世帯主の兄弟姉妹から成る世帯	
	[2] 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯	
(12)	夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯	1)
	[1] 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯 例) 世帯主夫婦と配偶者のない世帯主の子供、世帯主の親と世帯主の祖母から成る世帯	(注)
	[2] 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯	
(13)	兄弟姉妹のみから成る世帯 例) 配偶者のない世帯主と世帯主の兄から成る世帯	(注)
(14)	他に分類されない世帯 例) 配偶者のない世帯主と世帯主の祖母から成る世帯	(注)

1) 夫の親か妻の親か特定できない場合を含む。

(注)ここでいう「配偶者のない」とは、同じ世帯の中に配偶者となる世帯員がいない場合。

世帯の年間収入

世帯全員の1年間の収入（税込み）の合計をいう。

収入には給料・賃金のほか、ボーナス・残業手当などの収入、内職や副業による収入、年金・恩給などの給付金、配当金・利子・家賃・地代などの財産収入、その他仕送り金などを含む。

なお、相続・贈与や退職金などの経常的でない収入は含めない。

自営業の場合は、売上高ではなく仕入高、原材料費、人件費などの必要経費を差し引いた営業利益をいう。

世帯の居住室数及び居住室の畳数

「居住室」の定義については、「住宅の居住室数」の項を参照

(1) 居住室数

「世帯の居住室数」とは、各世帯が使用している居住室数をいう。

同居世帯がある主世帯では、「住宅の居室数」から同居世帯が使用している居室数を除いた室数を主世帯の居室数とした。

(2) 居室の畳数

「世帯の居室の畳数」は、上に述べた各世帯の居室の畳数の合計をいう。洋室など畳を敷いていない居室も、3.3㎡を2畳の割合で畳数に換算した。

居住面積水準

国民の住生活の安定の確保及び向上の促進が図られるよう、住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月閣議決定）に定められた住宅の面積に関する水準で、次のように設定されている。

区分	内容
最低居住面積水準	世帯人員に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準
誘導居住面積水準	世帯人員に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準
都市居住型	都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定したもの
一般型	都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定したもの

この居住面積水準では、住宅性能水準（住生活基本計画一別紙1）の基本的機能を満たすことを前提として、多様な世帯構成を反映した世帯の規模（人員）に応じた住宅の規模（面積）についての基準が示されている。また、単身者の比較的短期間の居住や適切な規模の共用の台所や浴室などを有する共同の居住などについては、基準面積によらないことができるとされている。

この調査では、住生活基本計画で示された基準を基本として、居住面積水準における必要面積及び居住面積水準の判定方法を、次のとおり区分した。

居住面積水準における必要面積

区分	内容	
最低居住面積水準による必要面積	二人以上の世帯	10㎡×世帯人員+10㎡（注1、2）
	単身世帯	25㎡ ただし、29歳以下の場合、18㎡
誘導居住面積水準による必要面積		
都市居住型 (対象：共同住宅)	二人以上の世帯	20㎡×世帯人員+15㎡（注1、2）
	単身世帯	40㎡ ただし、29歳以下の場合、37㎡
一般型 (対象：共同住宅以外)	二人以上の世帯	25㎡×世帯人員+25㎡（注1、2）
	単身世帯	55㎡ ただし、29歳以下の場合、50㎡

(注1) 世帯人員は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算出する。ただし、これらにより算出された世帯人員が2人に満たない場合は2人とする。また、年齢が「不詳」の者は1人とする。

(注2) 世帯人員（注1の適用がある場合には適用後の世帯人員）が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

居住面積水準の判定方法

区分		判定方法
最低居住面積水準以上	二人以上の世帯	最低居住面積水準による必要面積 以上
	単身世帯	次のいずれかの条件を満たす場合 ①29歳以下で、専用台所があり、居住室の畳数が「4.5畳」以上 ②29歳以下で、共用台所があり、居住室の畳数が「6.0畳」以上 ③30歳以上で、床面積の合計（延べ面積）が「25㎡」以上
誘導居住面積水準		
都市居住型誘導居住面積水準以上 (対象：共同住宅)	二人以上の世帯	都市居住型誘導居住面積水準による必要面積 以上
	単身世帯	次のいずれかの条件を満たす場合 ①29歳以下で、独立の台所があり、居住室の畳数が「10.5畳」以上 ②29歳以下で、独立の台所以外の台所（「食事室兼用」、「食事室・居間兼用」、「その他」、「他の世帯と共用の台所」）があり、居住室の畳数が「12.0畳」以上 ③30歳以上で、床面積の合計（延べ面積）が「40㎡」以上
一般型誘導居住面積水準以上 (対象：共同住宅以外)	二人以上の世帯	一般型誘導居住面積水準による必要面積 以上
	単身世帯	次のいずれかの条件を満たす場合 ①29歳以下で、独立の台所があり、居住室の畳数が「15.0畳」以上 ②29歳以下で、独立の台所以外の台所（「食事室兼用」、「食事室・居間兼用」、「その他」、「他の世帯と共用の台所」）があり、居住室の畳数が「16.5畳」以上 ③30歳以上で、床面積の合計（延べ面積）が「55㎡」以上

世帯の家計を主に支える者

その世帯の家計の主たる収入を得ている人

なお、他の世帯からの送金等により家計を支えている場合は、便宜その世帯のうちの一人を代表者とし、その代表者を家計を主に支える者とした。

従業上の地位

世帯の家計を主に支える者の従業上の地位を次のとおり区分した。

区分	内容
自営業主	
農林・漁業業主	個人で農業、漁業などを営んでいる者
商工・その他の業主	個人経営の商店主・工場主など、農林・漁業業主以外の自営業主 個人で自己の専門の技術又は知識を内容とする業務に従事している開業医・弁護士・著述家・画家・公認会計士なども含まれる。 また、家庭で内職をしている場合もここに含めた。

雇用者	
会社・団体・公社又は個人に雇われている者	会社、都市再生機構（UR）・公社やその他の法人・団体又は個人に常時雇われて、給料・賃金などを受けている者（会社員・団体職員・個人商店の従業員など） いわゆる会社・団体の社長・取締役・理事などの役員も含まれる。
官公庁	現業・非現業を問わず、国又は地方公共団体に常時雇われて、給料・賃金などを受けている者
労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている者
パート・アルバイト・その他	・就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者 ・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者
無職	
学生	ふだん仕事をしないで、主に通学をしている者
その他	ふだん仕事をしないで、仕送り金、雇用保険金、生活保護給付金、年金、財産収入などで生活している者

通勤時間

自営業主、雇用者について、徒歩やバス・鉄道などふだん利用している交通機関による自宅から勤め先までの通常の通勤所要時間（片道）。

なお、農家や漁家の人が自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官、行商などに従事している人が自宅を離れて仕事をしている場合、雇われて船に乗り組んでいる場合などは、「自宅・住み込み」とした。

入居時期

世帯の家計を主に支える者が現在の住居に入居した時期

現在の住宅が入居後に建て替えられた場合には、建て替え前の住宅に入居した時期をいう。

出生時から引き続き住んでいる場合は、出生時を入居時期とした。

従前の居住地

現住居への入居時期が2019年1月以降の世帯の家計を主に支える者について、現住居に入居する前に居住していた住居の所在地を次のとおり区分した。なお、東京都の23区は1市とした。

区分	内容
自市区町村	前住居の所在地が同じ市町村内の他の場所 (21大都市の場合は、同じ市内の他の場所)
うち自区内	21大都市に居住する者で、前住居の所在地が同じ区内の他の場所
うち市内他区	21大都市に居住する者で、前住居の所在地が同じ市内の他の区 例) 調査時の所在地が横浜市瀬谷区、前住居の所在地が横浜市中区
県内他市区町村	前住居の所在地が現在と同じ都道府県内の他市町村 例) 調査時の所在地が東京都新宿区、前住居の所在地が東京都八王子市
他県	前住居の所在地が現在の都道府県と異なる都道府県
外国	前住居の所在地が国外

(注) 21大都市とは、東京都特別区部及び政令指定都市をいう。

従前の居住形態

現住居への入居時期が2019年1月以降の世帯の家計を主に支える者について、現住居に入居する前に居住していた住居の居住形態を次のとおり区分した。

区分	内容
親族の家	親・その他の親族の家に同居していた場合
持ち家	「住宅の所有の関係」の項を参照
借家	
公営の借家	
都市再生機構 (UR) ・ 公社の借家	
民営借家	
給与住宅	
下宿・間借り又は住み込み	下宿・間借りしていた場合、勤め先に住み込みの従業員だった場合
寮・寄宿舎	会社、学校等の寮・寄宿舎に住んでいた場合
その他	上記以外で、例えば、病院、学校、旅館、工場など住宅以外の建物に住んでいた場合

従前の居室の畳数

現住居への入居時期が2019年1月以降の世帯の家計を主に支える者について、現住居に入居する前に居住していた住居の居住形態が「持ち家」又は「借家」である住居についての居室の畳数の合計

子の居住地

家計を主に支える者の子の住んでいる場所について、次のとおり区分した。子が二人以上いる場合は、最も近くに住んでいる子について調査した。

また、ここでいう「子」には、未婚の子だけでなく、既婚の子や子の配偶者も含まれる。

区分	備考
子がいる	
一緒に住んでいる (同じ建物又は敷地内に住んでいる場合も含む)	子がアパートやマンションなどの同じ棟内の別の住居に住んでいる場合や同じ敷地内にある別棟の建物に住んでいる場合も含む
徒歩5分程度の場所に住んでいる	
片道15分未満の場所に住んでいる	「片道15分」及び「片道1時間」とは、ふだん行き来に利用している交通手段による片道の所要時間
片道1時間未満の場所に住んでいる	
片道1時間以上の場所に住んでいる	
子はいない	

《現住居以外に所有する住宅》

現住居以外に所有する住宅

主世帯の世帯員が、現在居住している住宅又は住宅以外の建物のほかに所有している住宅（共有の場合を含む。）をいう。

ここでいう「所有している」とは、登記の有無にかかわらず世帯員がその住宅の固定資産税を納付している場合をいい、世帯員が相続する予定の住宅について相続手続き中の場合も「所有している」とした。

ただし、一時現在者のみの住宅（昼間だけ使用している住宅や、何人かの人が交代で寝泊まりしている住宅）及び建築中の住宅は除いた。

現住居以外に所有する住宅の主な用途

現住居以外に所有する住宅の主な用途について、次のとおり区分した。

区分	内容
居住世帯のある住宅	ふだん人が居住している住宅
親族居住用	住居又は生計を別にしている親族が住んでいる住宅
貸家用	賃貸している住宅や賃貸を目的に所有している住宅で居住世帯のある住宅 また、貸別荘は便宜ここに含めた。
売却用	売却することを目的としている住宅で居住世帯のある住宅 例えば、転居先の住宅が完成していないなどで、まだ居住世帯がある住宅
その他	上記以外で居住世帯のある住宅 例えば、取り壊す予定としている住宅や無償で譲渡する予定にしている住宅であるが、転居先の住宅が完成していないなどで、まだ居住世帯がある住宅
居住世帯のない住宅 (空き家)	ふだん人が居住しておらず、空き家となっている住宅
貸家・売却用及び二次的住宅・別荘用を除く空き家	賃貸用、売却用及び二次的住宅・別荘用以外で空き家になっている住宅 例えば、転勤などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、使用目的がない住宅など
貸家用	賃貸を目的に所有している住宅で居住世帯のない住宅
売却用	売却することを目的としている住宅で居住世帯のない住宅
二次的住宅・別荘用	残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに使用する住宅や、週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で利用する住宅

《地域》

大都市圏・都市圏

「大都市圏」及び「都市圏」は、広域的な都市地域を規定するため行政区域を越えて設定した統計上の地域区分であり、中心市及びこれに社会・経済的に結合している周辺市町村によって構成されている。

大都市圏・都市圏の中心市と周辺市町村は、設定基準は以下のとおり。

(1) 中心市

大都市圏の「中心市」は、東京都特別区部及び政令指定都市とする。

ただし、中心市が互いに近接している場合には、それぞれについて大都市圏を設定せず、その地域を統合して一つの大都市圏としている（例：関東大都市圏）。

都市圏の中心市は、大都市圏に含まれない人口50万以上の市とする。

(2) 周辺市町村

「周辺市町村」は、大都市圏及び都市圏の中心市への15歳以上通勤・通学者数の割合が当該市町村の常住人口の1.5%以上であり、かつ中心市と接続している市町村とする。

ただし、中心市への15歳以上通勤・通学者数の割合が1.5%未満の市町村であっても、その周囲が周辺市町村の基準に適合した市町村によって囲まれている場合は、周辺市町村としている。

大都市圏	中心市
札幌大都市圏	札幌市
仙台大都市圏	仙台市
関東大都市圏	さいたま市、千葉市、 東京都特別区部、 横浜市、川崎市、相模原市
新潟大都市圏	新潟市
静岡・浜松大都市圏	静岡市、浜松市
中京大都市圏	名古屋市
近畿大都市圏	京都市、大阪市、堺市、 神戸市
岡山大都市圏	岡山市
広島大都市圏	広島市
北九州・福岡大都市圏	北九州市、福岡市
熊本大都市圏	熊本市

都市圏	中心市
宇都宮都市圏	宇都宮市
松山都市圏	松山市
鹿児島都市圏	鹿児島市

距離帯

旧東京都庁（東京都千代田区）、大阪市役所（大阪市北区）、名古屋市役所（名古屋市中区）を中心とする一定の半径の円内に含まれる町丁・字等の地域を合わせて、それぞれ東京70キロ圏、大阪50キロ圏、名古屋50キロ圏を設定し、それぞれの圏内を、幅10kmごとに0～10km、10～20km、・・・の同心円状の距離帯に区分したもの。

【問合せ先】

島根県 政策企画局 統計調査課 産業統計係

電話（０８５２）２２－５０７３

この統計調査結果は、「しまね統計情報データベース」で御覧いただけます。

<https://pref.shimane-toukei.jp>

全国の統計調査結果は、総務省統計局のホームページで御覧いただけます。

<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html>